

議会運営委員会次第

日 時 令和7年2月18日（火）

午前10時開議

場 所 第3・4委員会室

1 開会

2 議題

（1）令和7年第1回定例会の運営について

- ア 会期の決定について
- イ 議案の取り扱いについて
 - （ア）議案第1号及び議案第2号
 - （イ）議案第3号
 - （ウ）議案第4号から議案第31号
- ウ 議事日程について
- エ 予算審査特別委員会の設置について
- オ 一般質問通告書について
- カ 陳情について
- キ 追加議案の取り扱いについて
- ク 意見書の取り扱いについて
- ケ 軽装勤務について

（2）本会議・委員会における写真撮影等について

（3）議会広報広聴特別委員会の委員構成のあり方について

（4）その他

3 閉会

令和 7 年流山市議会第 1 回定例会会期日程表（案）

令和 7 年 月 日提出

月 日	曜日	内 容	月 日	曜日	内 容
2月 20日	木	本会議午前10時開議 1 会議録署名議員の指名 2 会期の決定 3 議案第1号から議案第31号 報告第1号 （議案上程・提案理由説明及び報告） 4 議案第1号及び議案第2号 （質疑・委員会付託） 5 休会の件	4日	火	休 会（教育福祉常任委員会）
			5日	水	休 会（市民経済常任委員会）
			6日	木	休 会（都市建設常任委員会）
			7日	金	休 会（総務常任委員会）
			8日	土	休 会（議案研究）
			9日	日	
			10日	月	休 会（予算審査特別委員会）
			11日	火	休 会（予算審査特別委員会）
			12日	水	休 会（予算審査特別委員会）
			21日	金	休 会（議案研究）
22日	土	14日	金	休 会（予算審査特別委員会）	
23日	日	15日	土	休 会（総合調整）	
24日	月	16日	日		
25日	火	17日	月		
26日	水	本会議午前10時開議 1 市政に関する一般質問	18日	火	休 会（※予算審査特別委員会）
27日	木	本会議午前10時開議 1 市政に関する一般質問	19日	水	
28日	金	本会議午前10時開議 1 市政に関する一般質問	20日	木	休 会（総合調整）
3月 1日	土	休 会（議案研究）	21日	金	
			22日	土	
2日	日		23日	日	
3月 3日	月	本会議午前10時開議 1 市政に関する一般質問 2 追加議案上程 3 議案第3号 （質疑・特別委員会設置・委員会付託・委員の選任） 4 議案第4号から議案第31号、追加議案 （質疑・委員会付託） 5 陳情の件 （委員会付託） 6 休会の件	24日	月	本会議午後1時開議 1 議案 （委員長報告・質疑・討論・採決） 2 議案・陳情 （委員長報告・質疑・討論・採決） 3 追加議案上程 （提案理由説明・採決） 4 発議上程 （提案理由説明・質疑・討論・採決） 5 所管事務の継続調査について
					(注) ※は議会内による指摘要望事項協議日

令和7年流山市議会第1回定例会議案付託表

令和7年2月20日提出

付託委員会名	議案番号	件名
総務委員会	議案第1号	専決処分の承認を求めることについて（令和6年度流山市一般会計補正予算（第7号））
	議案第2号	令和6年度流山市一般会計補正予算（第8号）

令和7年流山市議会第1回定例会議案付託表

令和7年 月 日提出

付託委員会名	議案番号	件名
予算審査 特別委員会	議案第3号	令和7年度流山市一般会計予算

令和7年流山市議会第1回定例会議案付託表

令和7年 月 日提出

付託委員会名	議案番号	件名
総 委 員 務 会	議案第4号	令和6年度流山市一般会計補正予算 (第9号)
	議案第5号	流山市附属機関に関する条例の一部を 改正する条例の制定について
	議案第6号	行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律の 改正に伴う関係条例の整理に関する条 例の制定について
	議案第7号	刑法等の一部を改正する法律の施行に 伴う関係条例の整理に関する条例の制 定について
	議案第8号	流山市職員の給与に関する条例等の一 部を改正する条例の制定について
	議案第9号	流山市職員の育児休業等に関する条例 の一部を改正する条例の制定について
	議案第10号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例 の一部を改正する条例の制定について
	議案第11号	流山市手数料条例の一部を改正する条 例の制定について
	議案第12号	特定事業契約の変更について(小山小 学校校舎建設等PFI事業)
教 育 福 祉 委 員 会	議案第13号	令和7年度流山市介護保険特別会計予 算
	議案第14号	令和6年度流山市介護保険特別会計補 正予算(第3号)
	議案第15号	流山市福祉会館の設置及び管理に関す る条例の一部を改正する条例の制定に ついて
	議案第16号	流山市地域支え合い活動推進条例の一 部を改正する条例の制定について
	議案第17号	流山市地域包括支援センターの職員に 係る基準等を定める条例の一部を改正 する条例の制定について
	議案第18号	流山市おおたかの森児童センターの設 置及び管理に関する条例の一部を改正 する条例の制定について

付託委員会名	議案番号	件名
教育福祉委員会	議案第19号	流山市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例及び流山市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第20号	流山市流山スポーツフィールド及び東部スポーツフィールドの設置及び管理に関する条例の制定について
市民経済委員会	議案第21号	令和7年度流山市国民健康保険特別会計予算
	議案第22号	令和6年度流山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
	議案第23号	令和7年度流山市後期高齢者医療特別会計予算
	議案第24号	令和6年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
	議案第25号	流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
都市建設委員会	議案第26号	令和7年度流山市土地区画整理事業特別会計予算
	議案第27号	令和6年度流山市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
	議案第28号	令和7年度流山市水道事業会計予算
	議案第29号	令和7年度流山市下水道事業会計予算
	議案第30号	令和6年度流山市下水道事業会計補正予算（第2号）
	議案第31号	流山市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

令和7年流山市議会第1回定例会日程表（第1号）

令和7年2月20日
午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度流山市一般会計補正予算（第7号））

議案第2号 令和6年度流山市一般会計補正予算（第8号）

議案第3号 令和7年度流山市一般会計予算

議案第4号 令和6年度流山市一般会計補正予算（第9号）

議案第5号 流山市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第7号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第8号 流山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第9号 流山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第12号 特定事業契約の変更について（小山小学校校舎建設等PFI事業）
- 議案第13号 令和7年度流山市介護保険特別会計予算
- 議案第14号 令和6年度流山市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第15号 流山市福社会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 流山市地域支え合い活動推進条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 流山市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 流山市おおたかの森児童センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 流山市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例及び流山市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 流山市流山スポーツフィールド及び東部スポーツフィールドの設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第21号 令和7年度流山市国民健康保険特別会計予算
- 議案第22号 令和6年度流山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第23号 令和7年度流山市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第24号 令和6年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第25号 流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第26号 令和7年度流山市土地区画整理事業特別会計予算

議案第27号 令和6年度流山市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

議案第28号 令和7年度流山市水道事業会計予算

議案第29号 令和7年度流山市下水道事業会計予算

議案第30号 令和6年度流山市下水道事業会計補正予算（第2号）

議案第31号 流山市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
（議案上程・提案理由説明）

報告第1号 専決処分の報告について
（説明）

第4 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度流山市一般会計補正予算（第7号））

議案第2号 令和6年度流山市一般会計補正予算（第8号）
（質疑・委員会付託）

第5 休会の件

令和7年流山市議会第1回定例会

委員会審査報告書
(2月20日 先議案分)

令和7年2月20日

流山市議会議長 坂巻 儀一 様

総務委員長 中川 弘

総務委員会審査報告書

令和7年流山市議会第1回定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

番号	件名	審査結果	備考
議案第1号	専決処分の承認を求めることについて(令和6年度流山市一般会計補正予算(第7号))		
議案第2号	令和6年度流山市一般会計補正予算(第8号)		

令和7年第1回定例会

一般質問通告書

流山市議会

令和7年第1回定例会一般質問通告順

日付	順番	議員名	会派名	頁	提出時間
2 月 26 日	1	野村 誠	公明党	1~2	14日 8時30分
	2	森田 洋一		3~4	14日 8時30分
	3	阿部 治正		5~6	14日 8時30分
	4	戸辺 滋	公明党	7~8	14日 8時30分
	5	渡辺 仁二	流政会	9~10	14日 8時30分
2 月 27 日	6	青野 直	流政会	11	14日 8時30分
	7	岡 明彦	公明党	12~13	14日 8時37分
	8	中川 弘	自由民主党	14	14日 8時50分
	9	桑畑 伴子	公明党	15~16	14日 9時36分
	10	おだぎり たかし	日本共産党	17	14日 11時04分
2 月 28 日	11	高橋 あきら	日本共産党	18	14日 11時04分
	12	植田 和子	日本共産党	19	14日 11時04分
	13	川本 大岳	流政会	20	14日 11時23分
	14	清水 大		21~22	14日 11時54分
	15	矢口 輝美		23~24	14日 13時20分
3 月 3 日	16	鈴木 ゆうすけ		25	14日 13時21分
	17	楠山 栄子		26	14日 13時50分
	18	うた 桜子	流山みらい	27~28	14日 16時09分
	19	笠原 久恵	流政会	29	17日 10時40分

質問事項	要 旨
<p>1 公共下水道の維持管理について</p>	<p>(1) 令和7年1月28日に埼玉県八潮市の県道交差点で発生した道路陥没事故については、流域下水道管の破損が起因するものと報道されている。本市も千葉県が管理する流域下水道を利用しており、八潮市と同様な事故が発生することも考えられる。国土交通省はこの事故を受け、各自治体へ緊急点検を要請したがどのような指示がでたのか。</p> <p>(2) 当局はこの事故を受けて緊急点検をし、その結果を市のホームページに発表しているが、どのような点検を行なったのか。また今後の下水道維持管理の見通しについて併せて問う。</p>
<p>2 本市の防災対策について</p>	<p>(1) 実効性のある個別避難計画を作成するために、愛知県岡崎市や秋田県男鹿市で日常的に取り組んでいる「ひなんさんぽ」の取り組みを本市でも参考にして自治会等に推奨してはどうか。</p> <p>(2) 昨年11月に中央防災会議から、「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について（報告書）」が出された。また、昨年12月に改定された避難所の運営方針で明記された「スフィア基準」について、本市のトイレ基準の在り方や避難所の運営方針について以下のとおり問う。</p> <p>ア スフィア基準に基づく避難所内の一人当たりのスペースを最低3.5平方メートル畳2畳分とし段ボールベットなどが置ける広さの確保を目指す取り組みについての見解を問う。</p> <p>イ 政府では被災地のニーズに応じてキッチンカーや仮設トイレ、トイレカー、ランドリーカー等を迅速に提供するための事前登録制度の創設を検討している。本市においても積極的な整備に取り組むべきと考えるがどうか。</p>

<p>3 本市の保育士確保策について</p>	<p>(1) 本市の保育園等における保育士の充足状況と、市が行なう保育士確保の取り組みについて当局の見解を問う。</p> <p>(2) 保育士資格を持たない保育補助者の配置や資格取得への支援について、国の補助制度の活用状況はどうか。また、これらを活用した積極的な支援の必要性について、当局の見解を問う。</p>
<p>4 本市のDX推進における書かない窓口導入の進捗状況について</p>	<p>(1) 書かない窓口を導入することにより、市民にとっては利便性が向上し、自治体にとっても、業務の効率化、業務の適正化に繋がる。「書かない窓口」の導入に向けた進捗状況について問う。</p>

質問事項	要 旨
<p>1 教育行政と議会との信頼関係再構築について</p>	<p>(1) 公立幼稚園の廃園問題、学校給食費の値上等について、情報が開示される直前まで、議会に事前の説明もなく、寝耳に水の状態であった。まず、議論の遡上に何かをのせていくには、報告・連絡・相談といった初歩的な課題をクリアしなければならない。同じ失敗を繰り返さない、困ったらすぐに相談する、態度を改めたら当分は継続するなど、子どもたちに教える内容を、教育委員会は態度で市民や議会にも示すべきと考えるがどうか。</p>
<p>2 上下水道事業におけるウォーターPPPの研究について</p>	<p>(1) 国は、上下水道事業の官民連携方式、ウォーターPPPを推奨している。導入事例として紹介されている静岡県浜松市は、以前から下水道最終処分場のコンセッション方式を検討しており、研究段階から実施に至るまで長い年月を要している。また、神奈川県三浦市は、コンセッション方式導入の前に、民間事業者との包括委託契約を実施しており、導入へのお膳立てがすでにできていた。山口県宇部市では、現在、コンセッション導入を前提とした実施計画を策定中である。更に、令和6年度優良地方公営企業総務大臣表彰を受けた茨城県守谷市は、その模範的な取り組みを評価された。守谷市では、平成24年にはすでに、公営企業は、最小の経費で必要以上のことはしないといた考え方のもと、上下水道組織のスリム化をはかっていた。このように、地域性、独自性、組織改革、経営の効率化といったことを早期に着手した自治体が、現在になって他自治体の模範事例になっていることが多い。本市においても、このようなことを念頭に置いて、研究をスタートさせるべきと考えるがどうか。</p>

<p>3 観光施策における市の役割について</p>	<p>(1) 観光施策を検討、実施するにあたり、まず市の果たすべき役割を整理することが大切である。市はハード整備をすればよいという考え方は、ある種の逃げにすぎない。公益的な見地から、民間事業者やNPO法人の事業とのすみ分けをはじめ、長期的な戦略を立てることが重要と考えるがどうか。</p> <p>(2) 現状、第三セクターの流山ツーリズムデザインに指定管理や運営業務委託、イベント実施を任せすぎているため、企業サイドの能力の限界を越えている。従来期待している新機軸の事業を実施して、地元を活性化させるというミッションを完遂することは過度な期待である。従って、人材が揃っているか、どこまでの業務を任せられるかを含め、第三セクターの果たすべきミッションを再検討する必要があると考えるがどうか。</p> <p>(3) 観光の分野では、「多くの人に賛同を得られたからやってみる」、「他の事例をそのまま導入する」といったことは、新しい方向性を示す妨げとなる可能性が高い。前例がないこと、独自性といったものが重要と考えるがどうか。</p> <p>(4) 市場の分析、社会の動向、トレンドとなっている観光商品・街を実際に歩いて肌感覚で情報を収集するといった定型業務ではないことを実施し、自由な発想を活かすといった職場風土の醸成が大切と考えるがどうか。</p>
---------------------------	--

質問事項	要 旨
<p>1 子どもの権利の擁護の施策、権利侵害への対応策について</p>	<p>(1) 国連が1989年に採択した「子どもの権利条約」を受けて多くの自治体で子どもの権利に関する条例が制定された。また2023年4月に施行された「子ども基本法」を受けて、子どもの権利の実効性のある保障などが新たな課題とされている。そこで、流山市が現在取り組んでいる子どもの権利保障やその救済のための施策づくりについて問う。</p> <p>ア 流山市はこれまで子どもの権利の保障や子どもを権利侵害から守るための施策にどう取り組んできたか。</p> <p>イ 流山市が、子どもの権利の擁護を趣旨とした条例をつくる場合、理念条例にとどまらず実効性を確保するための事業として、どのようなもの考えるか。松本市の「こころの鈴」や小金井市の「子どもオンブズパーソン」などの事業は参考にし得ると考えるがどうか。</p> <p>ウ 子どもの権利を擁護する施策や事業が実施されると、子どもの権利侵害の当事者として多く取りざたされる傾向がある学校や教育委員会の姿勢が改めて問われることになる。他市の事例でも、学校や教育委員会の対応が問われたり調査の対象とされるケースがある。教育現場での取り組みの充実をどのように考えるか。</p> <p>エ 子どもに対する権利侵害が個々の家庭の中で起きる場合も、問題解決には固有の困難が生じる。児童相談所などが取り組んできた分野だが、市が独自に相談・救済事業を行うとすれば、どのように取り組むのか。</p>

<p>2 ふるさと納税制度の 取り組みについて</p>	<p>(1) 2008年に国がふるさと納税制度を施行した。流山市もこの制度を実施し、各種の基金も設立して運用している。しかし、この制度は、発足当初から多くの疑問が提起され、その後も様々な問題を生み出している。そこで以下の点を問う。</p> <p>ア 流山市がふるさと納税制度を利用し始めて以降、寄付の流入額と流出額、その割合はどのように推移しているか。地方交付税による流出超過の穴埋めはどのように推移しているか。</p> <p>イ ふるさと納税で得た寄付金の各基金での運用状況はどのようにになっているか。</p> <p>ウ ふるさと納税制度には、制度施行当時から指摘されていたものも含めて、以下のような深刻な問題がある。自治体が国の主導する制度に追随しがちになり、自治体独自の創意工夫の機会や意欲が奪われる。返礼品として選ばれる商品と選ばれない商品との産地間、あるいは同じ地域内でも業者間の不公平が生じる。返礼品の価値を寄付額の3割以下とするルールが設けられたが、3割でも高価すぎるとの声がある。所得税や住民税の支払いこそが行政サービスを支えているという応答関係が攪乱され、流入超過・流出超過を問わず納税意識や行政実務に悪影響が生じる。寄付金収入は本来的に不安定性をまぬかれず、それが住民サービスの不安定性に直結する。ポータルサイトに税が流れる構造を生んでいる。所得税などからの控除額は上限2割だとしても、高額所得者はより多くの寄付が可能なので有利となり、所得税などの累進制度も形骸化させる。税の流出超過分の75%までを地方交付税で補填する仕組みは、そもそも地方交付税の趣旨に反している。総じて、ふるさと納税制度は税制、行政、住民意識にモラルハザードを生じさせざるを得ない。以上の問題点について、当局はどのように考えるか。</p>
---------------------------------	---

質問事項	要 旨
1 救急隊員の負担軽減策について	<p>(1) 近年、多くの自治体において、救急隊が長時間にわたり消防署に戻れない場合を想定し、水分補給やトイレ利用することを目的にコンビニエンスストア等に立ち寄ることを許可し、市民等にも立ち寄ることへの理解を促す周知活動がなされている。このような取り組みは、救急出動件数が増加の一途を辿る中で、隊員の負担軽減に資するものと考えことから、本市においても早急を実施すべきと考えるが、当局の見解を問う。</p>
2 住宅確保要配慮者への支援について	<p>(1) 近年の高齢者をはじめとする単身世帯の増加や、持ち家率の低下等を背景に、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への入居需要が高まると推測されている。その対策として、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律案が令和6年3月8日に閣議決定され、今秋に施行される予定となっている。本市においても、賃貸住宅への入居希望者の更なる増加が見込まれるものと捉えることから、以下2点について、当局の見解を問う。</p> <p>ア 同法改正の意義及び本市における諸課題について、当局はどのように捉えているのか。</p> <p>イ 今般の改正では、住宅部局と福祉部局等が連携した、地域の居住支援体制の強化が明記されており、各市区町村における居住支援協議会の設置が努力義務となっているが、本市における関係機関等の連携強化については、どのように考えているのか。</p> <p>(2) 本年4月1日施行予定の生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律においても、居住支援の強化のための措置が新たに盛り込まれたが、同法改正の意義及び本市における諸課題について、当局はどのように捉えているのか。</p>

<p>3 応急給水活動について</p>	<p>(1) 大規模災害等で断水となった際、市民に飲用可能な水を供給できる一つの方策として、市内各小中学校や公共施設に応急給水栓の導入を求めてきたが、応急給水栓を使用した給水活動に関し、以下2点について問う。</p> <p>ア 令和6年第4回定例会の市政に関する一般質問の中で、応急給水栓の使用に関し、誰でも使用できるようマニュアルを作成した旨の答弁があったが、断水時の給水拠点の開設方法や給水活動中に問題が発生した際の対応について、当局はどのように考えているのか。また、供給水量の把握について、どのような方策を考えているのか。</p> <p>イ 市民が主体となる応急給水活動を想定しているのであれば、市内各小中学校が応急給水拠点であることを更に周知する必要があるものとする。そこで、令和2年第1回定例会の市政に関する一般質問でも提案したが、小中学校の校門付近等に応急給水拠点であることを示す案内サインを設置することや、流山市総合防災訓練の中で応急給水栓を活用した訓練を実施すべきと考えるがどうか。</p>
---------------------	---

質問事項	要 旨
<p>1 消防団の活動について</p>	<p>(1) 以前、流山市内の全消防団員に対してアンケートを行った結果、操法大会を辞めたいという声が多かった。その結果を受けての対応と今後について、以下3点を問う。</p> <p>ア 令和5年第1回定例会の市政に関する一般質問で要望したアンケート調査の定期実施について、市は実施をしたのか。</p> <p>イ 操法大会について、分団長会議では、どのような意見があったのか。</p> <p>ウ 今後、市はアンケート結果を受けてどのように対応していくのか。</p> <p>(2) 外国人居住者からの入団に関する問い合わせはあるのか。また、どのように対応をしているのか。</p>
<p>2 本市の歴史文化財の活用について</p>	<p>(1) 文化庁は、「文化財」の保存と活用を推進するためのハンドブックを公開しており、文化財の長期的な修繕計画の立案などをきっかけとした長期的な目線での文化財保全に必要な経費の算定を踏まえてどのように収益を上げ、文化財の維持・保存に回すかの戦略の検討を推奨している。本市は先人から寄付をいただいた大切な文化施設があるが、この保存と活用の相乗効果について、以下の点を問う。</p> <p>ア 秋元家住宅土蔵について、修繕費は総額どの程度かかる想定なのか。今後の維持管理について長期的な修繕計画を立案し、修繕に貢献できる収益事業は実施できるのか。</p> <p>イ 一茶双樹記念館について、修繕費は総額どの程度かかる想定なのか。今後の維持管理について長期的な修繕計画を立案し、修繕に貢献できる収益事業は実施できるのか。</p>

<p>3 本市のツーリズム政策について</p>	<p>(2) 公民連携手法の活用について、以下の点を問う。</p> <p>ア 令和4年第2回定例会及び同年第3回定例会の市政に関する一般質問では、指定管理者制度において、自主事業の奨励や利益率の上限についての答弁があった。民間のノウハウを活用して文化施設活用の費用対効果をあげるためには、利益率の上限の撤廃は必須だと考えるが、実施する予定はあるのか。</p> <p>イ 指定管理者が自主事業で収益を上げやすくする利用料金制を実施してみてはどうか。</p> <p>ウ 令和6年第1回定例会の市政に関する一般質問では、コンセッション方式の導入を提案した。文化施設の保存と活用の相乗効果に挑戦したい民間がいるのであれば導入すべきと考える。先日、職員を対象に開催された国土交通省職員によるスモールコンセッションの勉強会の内容を踏まえて、当局の見解を問う。</p> <p>(1) 流山本町について、令和4年第4回定例会の市政に関する一般質問では、流山本町における3つのエリアビジョンを提案したところ、本市の観光推進事業の計画に反映いただいた。これに基づき以下3点を問う。</p> <p>ア 流山本町の地域資源や歴史的景観を生かしたツーリズム環境の整備による街歩き空間の創出に向けて、国の補助金である都市構造再編集中支援事業を活用し、令和2年度から令和6年度の5か年で行った当該地域のツーリズム環境整備の進捗について問う。</p> <p>イ 地域住民のメリットを考えれば、安心安全な道路整備が最も重要である。エリアビジョンにも掲げたウォークブルなまちの実現にむけて、景観及び回遊性を考慮した道路整備が重要と考えるがどうか。</p> <p>ウ 本市は子育てしやすいまちとして全国に名をはせつつある。流山本町らしい子育て支援施設を設置してはどうか。</p> <p>(2) 旧割烹新川屋本館の活用について、現状と課題を問う。</p>
-------------------------	---

質問事項	要 旨
1 教育行政の充実について	<p>(1) 小中学校の教育機関における学校指導の課題をどのように捉えているか。また、令和7年度への指導の取り組み姿勢を問う。</p> <p>(2) 生涯学習をはじめ、青少年の健全育成、文化芸術、スポーツの振興等の課題をどのように捉えているか。また、令和7年度への取り組み姿勢を問う。</p> <p>(3) 学校給食について、現状の運営状況はどうか。また、流山市米穀商組合との協議・連携等は考えているのか、今後の運営への取組姿勢を問う。</p>
2 公益社団法人流山市シルバー人材センターについて	<p>(1) 国において、体力面で不安を抱える高齢者が働き続けられるための支援を検討されているが、本市での高齢者就労支援の実態はどうか。健康を維持する上からも働き続けたいと希望する流山市シルバー人材センター会員の期待に応える施策を検討すべきと考えるがどうか。</p>
3 交通安全対策の充実について	<p>(1) 本市でも第11次千葉県交通安全計画に基づき高齢者の交通安全対策、自転車の安全利用対策、危険で悪質な運転者への対策、横断歩道における歩行者保護対策などを推進している。安全で安心な交通安全対策の更なる充実について問う。</p>
4 (通称)飛地山の土地利用について	<p>(1) 平和台1丁目の(通称)飛地山の土地開発について、周辺の住民をはじめ、地権者との間での協議が円満に進んでいると仄聞している。協議の内容と今後の土地利用について問う。</p>
5 流山本町の公共交通について	<p>(1) これまで、地域組織である流山本町公共交通導入に伴う検討委員会と協議を重ね、先進市の視察等も実施をされたが、今後についての合意点や課題等について問う。</p> <p>(2) 白みりんミュージアムの利活用に向けて、流山本町への公共交通の充実は欠かせない課題と考える。このことについて、流山本町公共交通導入に伴う検討委員会と協議が必要と考えるが、当局の見解を問う。</p>

質問事項	要 旨
1 本市の予防接種について	<p>(1) 皮膚に痛みやかゆみを伴う発疹が帯状に現れる帯状疱疹は中高年に多く発症する。帯状疱疹のワクチンについて厚生労働省の専門部会は、原則65歳の人と経過措置として70歳から5歳刻みの年齢の人を対象に2025年4月から定期接種化する方針を了承した。公明党はワクチンの有用性を踏まえ、希望する高齢者が一人でも多く接種を受けられるよう、各自治体で助成を推進するとともに、国会質問でも一貫して定期接種化を強く主張してきた。そこで、本市において定期接種化に向けた体制の構築についての現状と課題について問う。</p>
2 SDGs債の発行並びに資金運用における投資について	<p>(1) 国連が掲げる2030年までの持続可能な開発目標の達成を目指し、環境問題や社会的な課題を解決するための資金調達手段としてSDGs債の発行が全国の自治体や企業などに広がっている。また、複数の自治体が共同で発行できる仕組みが設けられ、活用する自治体の裾野も広がっている。同時に、環境改善や社会貢献に寄与する事業を資金使途とするSDGs債への投資を行うことで持続可能な社会の形成に寄与し、社会的使命・役割を果たすとともに、購入の際には投資表明を行い、対外的に公表する自治体も増えている。これらを踏まえ、本市においても実施すべきと考えるが、以下2点について問う。</p> <p>ア SDGs債等の発行について、当局の見解を問う。</p> <p>イ 環境改善や社会貢献に寄与する事業を資金使途とする債権投資について、当局の見解を問う。</p>
3 防災・減災について	<p>(1) 本市において全国瞬時警報システム（Jアラート）の伝達訓練等が実施されている。また、災害時において速やかに避難指示等の災害情報を報道機関に一齐に配信し、迅速かつ効率的に市民に伝達するシステム（Lアラート）も活用している。そこで、災害時の本市の通信手段の確保について、実際の通信機材の配備状況、本市の情報収集や共有の体制、また、市民への情報提供の体制について現状と課題について問う。</p>

<p>4 シェアサイクルについて</p>	<p>(2) 国土交通省におけるハザードマップのユニバーサルデザインに関する検討会では、障害の特性に応じたハザードマップの作成に取り組んでいる市区町村は多くないと現状把握され、課題として、視覚に障害を有する方に対して、紙面のハザードマップによる情報提供には限界がある。また、提供する手段は一様ではない。としている。熊本県や石川県では「耳で聴くハザードマップ」を導入している。本市においても積極的に活用すべきと考えるが、当局の見解を問う。</p> <p>(1) 街中の拠点に設置された自転車を利用したい人とシェアできるシェアサイクルサービスが近隣市において実施されている。レンタサイクルとの違いは、レンタサイクルは基本的には元の場所に返却する必要があるのに対し、シェアサイクルは設置されている場所、すなわちシェアサイクルステーションであればどこでも返せることができる。松戸市では154か所、船橋市では137か所に設置されている。このシェアサイクルのメリットとしては、30分までなら130円と料金が安いこと、アプリで簡単に利用できること、環境に配慮できること、行政が設置場所の提供をすれば、事業者が設置費用等を負担することが挙げられる。柏市でも令和7年2月5日からシェアサイクルの利用を開始し、市内公共施設等58か所に設置。今後も設置場所の拡大を目指す方針だ。東部地域においては南柏駅利用者も多く、市民からは利用したいとの声がある。それらを踏まえ、本市においてもシェアサイクル導入に取り組むべきと考えるが、当局の見解を問う。</p>
----------------------	--

質問事項	要 旨
<p>1 議会・市民に対する説明責任とリスク管理について市長に問う</p>	<p>(1) 流山市自治基本条例第9条において市及び議会は、市政に関し、市民等に積極的に説明する責任を負うとともに、市民等の説明の求めに対して速やかに、かつ、誠実に説明する責任を負います。と説明責任について定めているが、近年その説明が不十分な事例が見られることから、以下について市長に問う。</p> <p>ア 市長は自治基本条例に定める説明責任についてどのように解釈しているのか。</p> <p>イ 近年、市の説明不足と思われる事案が複数生じていると認識しているが、市長は十分な説明を行ってきたと認識しているのか。</p> <p>ウ 説明を行うタイミングは早すぎても、遅すぎても問題となることが多い。リスク管理の観点から議会・市民への説明タイミングについてどのように考えているのか。</p>

質問事項	要 旨
<p>1 不登校対策について</p>	<p>(1) 令和5年度の全国の不登校児童生徒数は約34万6千人と、11年連続で増加している。そのなかで学校内外の機関等で専門的な相談や指導等を受けていない児童生徒数が13万4千人、そのうち90日以上欠席している児童生徒数が6万7千人といずれも過去最多となった。これらを踏まえ、以下6点を問う。</p> <p>ア 不登校の未然防止の取り組みとして、保護者への相談体制や支援に関する周知方法は、どのようになされているのか。また、課題についてどのように捉えているのか。</p> <p>イ 不登校児童生徒への取り組みとして、本市ではフレンドステーションや、校内教育支援センター、オンライン授業などを実施しているが、それらの取り組みについての現状と課題について問う。</p> <p>ウ 令和6年度から千葉県が始めたオンライン授業「エデュオプちば」についての事業内容の詳細及び本市についてはどのような取り扱いになるのか。</p> <p>エ 不登校対策としてのメタバースの取り組みについて現状と課題について問う。</p> <p>オ 民間のフリースクールとの連携はどのようにしているのか。また、通わせたい、通いたくても経済的に厳しい児童生徒のための支援について、当局の見解を問う。</p> <p>カ 不登校にはカウントされていない児童生徒の現状と取り組みについて、どのような工夫をされているのか。</p>

2 ヤングケアラー支援
について

(1) 令和6年6月に「子ども子育て支援法等の一部を改正する法律」において子ども・若者育成支援推進法が改正され、国や地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記された。ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない過度な重責を強いられており、適切な教育の機会が確保されず、進学や就職等に大きな影響を受けることが懸念される。また、児童虐待とつながっているケースもあり、ネグレクトによる育児放棄で兄弟の食事を作り面倒を見なければならない、精神的に相談することさえ考えられない状況になっている場合もある。国は早期発見、現状把握のために実態調査を行い、その結果に基づく支援策として、ヤングケアラーの早期把握、相談支援、家事育児支援、介護サービスの提供を打ち出した。それらを踏まえ、本市においての取り組みについて以下4点を問う。

ア 令和4年度から令和6年度までの3年間で、国はヤングケアラー認知度向上の「集中取組期間」としていたが、本市では認知度向上と啓発活動について、どのように取り組まれたのか。その効果と課題について問う。

イ 千葉県で行ったヤングケアラーの実態調査におけるアンケートでは、「家族のお世話をしている人がいる」と回答したのは、小学6年生が14.6%、中学2年生が13.6%、高校2年生が10.5%という結果となっている。本市におけるヤングケアラーの実態について問う。

ウ ヤングケアラーの置かれている状況は様々であるが、状況にあった支援をするためには、ヤングケアラーだけでなく家族への支援も必要である。本市のヤングケアラー等に対する支援は、これまでどのような取り組みをされ、実際にどのような支援に繋がったケースがあるのか。

エ ヤングケアラーは早期発見が非常に重要であり。そのための気軽に相談できる体制や見守りの体制が必要と捉える。相談者のニーズに幅広く対応するため、我孫子市では公式LINEに子ども子育て相談窓口を設けている。また、ヤングケアラーコーディネーターを配置する自治体も増えている。本市においてもこのような取り組みを実施してはどうか。

質問事項	要 旨
<p>1 地域防災力の向上について</p>	<p>(1) 地域防災力の向上について問う。</p> <p>ア 災害発生時、行政で繰り返される「想定外」という言い訳や事前準備の不足を可能な限り減らし、被害や混乱を低減し、かつ災害関連死を可能な限りゼロにするためにも、震度7を想定した被害想定を行うべきと考えるがどうか。また避難者の仮設住宅を早期に着手するために、どのような準備をしているのか。</p> <p>イ 令和6年度までの取り組みや到達の見える化を図り、自宅待機者や自主避難者への支援等の見える化を図るべきと考えるがどうか。</p> <p>ウ 内閣府（防災担当）の「自治体向けの避難所に関する取組指針・ガイドライン」改訂（2024年12月）をうけ、本市の取り組みにどのように充実・強化を図るのか。また、公的備蓄対象の拡大・充実をはじめ、トイレ対策、福祉避難所、本市業務継続計画（BCP）等に大きな課題を感じているが、令和7年度を含め3年間の総合計画実施計画上、どのような点を強化し、どの程度、課題解消ができるのか。</p>
<p>2 地域経済対策について</p>	<p>(1) 働く人の賃金を抜本的に引き上げる取り組みについて問う。</p> <p>ア 国や経済界への取り組みをさらに促進するために、地方行政を預かる市長としてどのような取り組みが必要と捉えているのか。</p> <p>イ 市職員のうち会計年度任用職員における更なる時給引き上げはもとより、特に業務委託や指定管理など市の公共サービスを担う民間事業者の従事者にむけた実効性ある賃上げ政策について問う。</p> <p>ウ 市内事業者における従業員への賃上げを抑制するかどうかのような本市の法人市民税法人割の超過課税の賦課について、少なくとも資本金1,000万円未満の中小零細企業は課税標準に引き下げ、労賃等の改善を誘導すべきと考えるがどうか。</p> <p>(2) 物価高騰が続く中で、市内商工業や農業への支援が必要と考えるがどうか。</p>
<p>3 行財政運営について</p>	<p>(1) 市民からの信頼を高める行財政運営を図る視点から旧割烹新川屋本館の活用方針について問う。</p>

質問事項	要 旨
<p>1 市長の政治姿勢について</p>	<p>(1) 広島・長崎への原爆投下から80年を迎え、核戦争の脅威に世界が直面する中、「核兵器のない世界」の実現に向けて運動してきた日本原水爆被害者団体協議会（被団協）のノーベル平和賞受賞について平和都市宣言をしている本市の見解を問う。</p> <p>(2) 核兵器禁止条約の第3回締約国会議に日本政府がオブザーバー参加するよう、本市としても国に働きかけるべきと考えるかどうか。</p>
<p>2 教育行政について</p>	<p>(1) 学校給食費の無償化が現在3割の自治体に広がり、全国的な流れとなっている。本市の学校給食費の値上げ案は撤回すべきと考えるかどうか。</p> <p>(2) 就学援助の拡充や学童保育料の減免の充実について問う。</p>
<p>3 保健施策の充実について</p>	<p>(1) 80歳までに3人に1人が発症するという帯状疱疹に対し、厚生労働省は4月から定期接種を実施する。本市としても助成制度を導入すべきと考えるかどうか。</p>
<p>4 東部地域の交通安全対策について</p>	<p>(1) 東部中学校の生徒が通学している十字路（名都借920地先）やT字路（名都借912地先）の交差点の安全対策について問う。</p> <p>(2) 八木南団地から富士見橋間の市道237号線の歩道の安全対策について問う。</p>

質問事項	要 旨
1 ジェンダー平等社会の推進について	<p>(1) 本市は「流山市多様性を尊重する社会の推進に関する条例」を制定しているが、現在、多様性を否定するかのような事案が海外から聞かれている。本市がこの条例に込めた意味とは何か。また、目指す社会とは何か、改めて問う。</p>
2 投票所について	<p>(1) 誰もが安心して投票できる投票所の環境整備等について問う。</p> <p>(2) 「期日前投票所を増やしてほしい。」と訴える市民の声があるが、この声にどう応えるのか。</p>
3 教育行政について	<p>(1) 学校校舎等の計画的な老朽化対策について問う。</p> <p>(2) 北部中学校の技術室と武道場の熱中症対策について問う。</p> <p>(3) 市内小中学校における職場体験のキャリア教育について問う。</p>

質問事項	要 旨
<p>1 電動キックボードの運営について</p>	<p>(1) 電動キックボードのシェアリングサービスについて、本市ホームページによると、令和4年3月1日にBRJ株式会社と「電動キックボードを活用した観光まちづくりに関する連携協定」を締結し、令和5年7月1日の改正道路交通法の施行にあわせ、流山セントラルパーク駅から流山市役所や流山本町への二次交通の手段として走行エリアを拡大した、とある。また、今後、市内に走行可能エリアを拡大していく予定とあり、令和6年11月22日には南流山駅前公園（南口ロータリー）にもポートが設置され、市民から様々な声が上がっている。また、報道によると、株式会社流山ツーリズムデザインが事務局を務める流山スモールモビリティ推進プラットフォームは、観光周遊の二次交通をサポートする次世代スモールモビリティの仕組みである、「流山Mobby's（モビーズ）」の構築に向け、小型モビリティ（電動キックボード）シェアリングサービス「TOCKLE（トックル）」の提供を千葉県で初めて地域独自パッケージを使った実証実験として開始する、とある。そこで、以下を問う。</p> <p>ア 流山市とBRJ株式会社及び株式会社流山ツーリズムデザインは、それぞれどのように役割分担しているのか。</p> <p>イ 本サービスで提供されている電動キックボードの安全性について、本市はどのように認識しているか。</p> <p>ウ ポートの設置場所について、どのような場所に設置していく方針か。また、ポートの設置について、これまでどのような声を聞いているか。</p> <p>エ 市民への情報発信をどのように行ってきたのか。また今後どのように情報発信を行っていくつもりか。</p>
<p>2 流山市安心メールの配信終了とSNS等による今後の情報提供サービスについて</p>	<p>(1) 流山市安心メールが3月末で配信終了となるが、流山市LINE公式アカウントとみどりのメールの登録や情報配信の状況はどうか。</p> <p>(2) 流山市LINE公式アカウント以外に本市が運営しているSNSの活用状況について</p> <p>ア 令和6年度に新たに立ち上げたコンテンツはどのようなものがあるか。</p> <p>イ SNSを積極的に活用している取組事例について、市民から好評を受けているのはどのようなものがあるか。</p>

質問事項	要 旨
<p>1 本市の農業について</p>	<p>(1) 2025年4月1日から食糧供給困難事態対策法が施行される。農林水産省のホームページにはこの法律に関して「近年、世界的な食料需給の変化と生産の不安定化により、食料供給が大幅に減少するリスクが高まる中、食料供給が減少し、国民生活・国民経済に影響が生じる事態を防止するため、平時からの対応に始まり、必要な対策を政府一体となって早期から措置を行う」とあり、政府も危機感を募らせていることが伺える。そこで以下3点を問う。</p> <p>ア この法律に関して、市民から当局への問い合わせ件数はどの程度あったか。</p> <p>イ この法律の施行が本市の農業従事者もしくは本市の農業に与える影響をどのように考えるか。</p> <p>ウ この法律の施行を受けて本市が取り組めることは何と考えるか。</p> <p>(2) 今年1月11日、「食糧と農業の危機」というテーマで東京大学大学院教授鈴木宣弘先生の講演会が市内で開かれた。先生が話されていた内容に大変な危機感を覚えた。そこで以下3点を問う。</p> <p>ア 講演を聞いて当局はどのような感想をもったか。</p> <p>イ 日本の農家の平均年齢は68歳との事でかなりの高齢と言える。本市の農業従事者の平均年齢は何歳なのか。</p> <p>ウ 農業従事者の高齢化を受けて、農家の後継問題で本市が取り組んでいる事例またはこれから取り組もうとしていることはないか。</p>

<p>2 本市の公園について</p>	<p>(1) 昨年行われた議会報告会で市民の方から、東深井地区で小規模宅地開発が続発しており、公園が不足するのではないかとのご指摘を頂いた。そこで以下3点を問う。</p> <p>ア 当該エリアの宅地開発による人口流入により、当該エリアの一人当たりの公園面積はどの程度変化する見通しなのか。</p> <p>イ アの数値は市内平均と比べてどうか。</p> <p>ウ 一人当たりの公園面積について、市の目標値と現状の乖離はどの程度なのか。</p> <p>(2) 総合運動公園のローラースポーツ広場について、市民の方から「スケーターがもう少し楽しめる設備を整えてほしい」との要望があった。そこで以下4点を問う。</p> <p>ア ローラースポーツ広場を設計するにあたって、ローラースポーツ競技者や愛好者の意見を取り入れたのか。</p> <p>イ 他自治体にもローラースポーツを楽しめる施設が多く存在するが、そういった場所を視察するなど、事前の情報収集は積極的に行ったのか。</p> <p>ウ 本市のローラースポーツ競技者及び愛好者の人数はどの程度なのか。</p> <p>エ 総合運動公園のローラースポーツ広場の年間利用者数はどの程度か。他の施設と比較して稼働率はどうか。</p>
--------------------	---

質問事項	要 旨
1 子どもの意見聴取について	<p>(1) 令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」では、こども・若者が権利の主体であることを明示し、こども施策の基本的な方針の1つとしてこどもの意見聴取と施策への反映について、「こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく」こととしている。また、こども施策を推進するために必要な事項としても、「こども・若者の社会参画・意見反映」を据え、こども・若者とともに社会をつくるという認識の下で、意見表明の機会づくりや意見を持つための様々な支援を行い、実効性のある社会参画・意見反映を進めていく必要があるとしている。そこで、令和5年度に開催された流山市こども会議の報告会で出された具体的な提案について、市の課題と照らし合わせて実際に反映出来たものはあるか。また、今後、子どもの意見を聴取するにあたり、各担当課はどのように反映させていくのか。全庁を挙げて子どもの意見を聴取することに対する理解を進め、どんな仕組みで子どもの意見を反映していくのかを問う。</p>
2 要支援児童の受け入れ体制について	<p>(1) 今年度、市内の保育園に通う要配慮児童に対して、軽度の児童に対しては1人10万円、重度の児童に対しては1人15万円を施設に交付する施策がスタートし、現時点で500名を超える児童に対して支出されている。本施策により要配慮児童の受け入れ態勢が拡充され、保育の質の向上が期待されていると考えるが、当局はどのように捉えているのか。</p> <p>(2) (1)の施策により、未就学児童の受給者証取得が増加されることで、今後、小学校での要配慮児童も増加することになる。これらに対応するため、小中学校での特別支援学級整備を更に進める必要があると考える。特別支援学級の整備計画、特に量と質に関する中期計画の策定を検討すべきと考えるがどうか。</p> <p>(3) 保育園等での要配慮児童の受け入れがスタートし、今後は特別支援学級の取り組みに対して期待が高まると考えられる。文部科学省では、令和4年6月27日に特別支援教育に関わる教師の専門性向上に向けた方策として採用後10年以内に特別支援教育を複数年経験すること、校内研修、交換授業、OJTの推進、また管理職の任用にあたり、特別支援教育の経験を考慮、学校経営方針等に特別支援教育に関する目標を設定し、校内体制を整備するとある。流山市の特別支援学級での学びの保障について、今後どのように取り組んでいくのか。</p>

<p>3 利根運河を中心とした観光施策について</p>	<p>(1) 利根運河に関する新しいエリアビジョンの策定の必要性について以下を問う。</p> <p>ア これまでの利根運河におけるまちづくりの現状や実績、課題と今後の方向性について問う。</p> <p>イ 現状、旧割烹新川屋本館活用のプランが白紙になり、売却も視野に入れている今、改めてエリアビジョンを策定すべきと考える。その前提として観光客の動線、広域連携の観点を踏まえ、以下の3つの項目の検討が必要となるが当局の見解を問う。</p> <p>(ア) 東武野田線運河駅ギャラリーの再生、観光案内所の設置</p> <p>(イ) 利根運河を衛生的な観光地にするためのトイレの設置</p> <p>(ウ) 野田市、柏市、流山市の3市での連携した事業の必要性</p> <p>(2) おおたかの森とは違う表情の流山を楽しむことができる、西深井地区の文化財の活用は、運河駅を中心とした周遊や交流人口を増やすために必須である。西深井地区の文化財の調査と散策のプランについてどのように考えるのか。</p>
<p>4 各事業の適切なKPIの設定について</p>	<p>(1) 現在、地方創生2.0において、適切なKPIの設定が求められており、令和2年3月に出された「地方創生事業実施のためのガイドライン」によると、地方創生関係交付金事業におけるKPIの設定のポイントとして、事業の成果・進捗を測るため、以下の3つの視点が示されている。視点1として、「客観的な成果」を表す指標であること、視点2として、事業との「直接性」のある効果を表す指標であること、視点3として「妥当な水準」の目標が定められていることが掲げられている。一方、市の計画に着目すると、現在、策定が進められている流山市第5次男女共同参画プラン（案）の概要を見ると、指標と事業とが直接的に繋がっていないものが多い。国のガイドラインのKPI設定ポイントを基準とし、各事業を下記の観点から再検討すべきと考えるがどうか。</p> <p>ア 基本目標の数値を達成できるように、上位目標の達成につながるものが直感的に理解できる副指標を設定すべきではないか。</p> <p>イ 事業内容が漠然としている。具体性を持たせることで、客観的指標、事業との直接性のある指標が設定可能と考えるがどうか。</p> <p>ウ 随時の成果・進捗管理に適したKPIであるか定期的な見直しが必要と考えるがどうか。</p>

質問事項	要 旨
<p>1 流山市のいじめ対策と対応について</p>	<p>(1) 現在流山市の公立校で行われている、いじめの早期発見のための取り組みとして、心の天気やいじめアンケートがある。周囲の目から表面上では気づけない生徒の隠れた悩みや不安を発見するために、これらのツールを最大限活用し生徒の学校不適應感を可能な限り早く察知し対応することが重要であると思われる。しかし学校側も教員の多忙化や教員不足が全国的な問題になっており、限りある人員と時間で子どもたちの安心安全な環境を維持するために、いじめ問題などの緊急度が高いと考えられるものについてはその対応方法を含め課題整理と改善を進め、場合によっては抜本的改革が必要であると考え。以上を踏まえ以下を問う。</p> <p>ア ケースによってはいじめが人権侵害、または被害児童が不登校になってしまった場合には学ぶ権利の侵害にもなってしまうという点からも、教育行政機関だけの課題とせず流山市全体としていじめや暴力に対して毅然と対応することを表明し啓発するなどしていく必要があると考えがどうか。</p> <p>イ いじめの早期発見のためのアンケートとツールの使い方や情報の共有範囲に再検討の余地があると思われるがどうか。</p> <p>(2) いじめ重大事態の対応について、「流山市いじめ重大事態に関する調査報告書の公表方針」が示されるなど新たな動きがみられる。これを踏まえ流山市のいじめ重大事態への今後の対応方法や取り組み方針について問う。</p> <p>ア 令和5年2月17日に市教育委員会より通達された「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」の周知徹底と、また警察が仲介によりどのような展開が想定されるかなどの説明も必要と思われるがどうか。</p>

質問事項	要 旨
<p>1 市民活動の推進について</p>	<p>(1) 市民活動の現状と課題について問う。市民活動推進センターへの登録団体数は増えているのか。また、補助金事業への応募団体数はどうか。今後の課題はどうか。</p> <p>(2) 流山市民活動団体公益事業補助金制度における提出書類及び報告手続きについて、簡略化を求める声が多い。改善の余地はまだあると考えるがどうか。</p> <p>(3) 市民団体の声は定期的に取りまとめるべきと考えるがどうか。</p> <p>(4) 流山市民活動団体公益事業補助金制度における対象経費について、令和2年度流山市協働まちづくり提案調整会議の「市民活動の推進に関する提言書」では「公益事業の実施に伴って生じる実質的な経費を認めていないために団体が負担を強いられている面がある」と指摘している。この指摘は市民団体にとって切実なものである。市民団体の費用負担を軽減し、現行制度の経費見直しを図ってはどうか。</p> <p>(5) 公益事業補助金対象期間終了後も市民活動が継続できるよう、市はフォロー体制をとっているのか。担当部署の市民活動への理解を深め、共感を浸透させる必要があると考えるがどうか。</p> <p>(6) 本市は、井崎市長の掲げる「市民の知恵と力が活きるまちづくり」を目指す中、本市の市民活動はとても活発であると認識する。一方、時代とともに、市民活動の姿は変化すると考える。今後求める市民活動をどのように考えるか、当局の見解を問う。</p>

質問事項	要 旨
<p>1 新型コロナウイルスワクチン事業を振り返って</p>	<p>(1) 厚生労働省は、昨年末に臨時接種期間が終わった新型コロナウイルスワクチンの廃棄数は約2億4千万回分で、その廃棄分は概算で約6,653億円に上ったことを明らかにしたが、流山市における新型コロナウイルスワクチンの廃棄数とその購入・管理・廃棄等にかかった分の総額はいくらか。</p> <p>(2) 高知大学医学部の佐野特任教授らの論文によると、新型コロナウイルスワクチン接種後に帯状疱疹や湿疹の患者が増加したことから、患部の皮膚を採取、縦切りにして汗腺を検査したところ、新型コロナウイルスワクチンのmRNA由来のタンパク質（スパイクタンパク）が検出されたことが明らかになっている。この論文により、帯状疱疹が、新型コロナウイルスワクチンの副反応の一つである事が決定的になったと考えられる。流山市の皮膚科からは、新型コロナウイルスワクチン接種後に帯状疱疹患者数が増加しているなどの声は上がっていないか。</p> <p>(3) 5年で廃棄が予定されている新型コロナウイルスワクチン予診票の数はどのくらいか。また、最初の廃棄予定日はいつか。</p> <p>(4) 予防接種法施行規則第3条では、予防接種に関する記録を5年間保存することが定められている。他の自治体においては、新型コロナウイルスワクチンとの因果関係の有無に関わらず、接種当日に亡くなった方から翌日、2日後、3日後に亡くなった方のロット番号が開示請求によって開示される動きが始まっているが、流山市では開示できるか。</p>

<p>2 温暖化防止対策及び 廃棄物行政のあり方について</p>	<p>(1) 流山市はゼロカーボンシティを表明し、2050年までにCO₂の実質排出ゼロを目指しているが、それを踏まえ、以下を問う。</p> <p>ア 流山市の人口約21万人が排出するCO₂を吸収するのに、必要な森林緑地の面積は、およそ何ヘクタールと見積もっているか。</p> <p>イ 余程の森林緑地がない限り、CO₂実質排出ゼロは無理があると考えているが、2050年までに可能となる根拠は何か。</p> <p>ウ そもそも温暖化の原因はCO₂以外にも多くあると考えるが、当局の見解はどうか。あるとすれば、他にどんな要素があると考えているか。また、その対策はどのように考えているか。</p> <p>(2) 昨年4月に事業系廃棄物の制度変更があり、令和6年9月時点（4月から9月まで）の速報値によると、燃やすゴミは前年の同期間と比べ約300トン減り、粗大ゴミは前年との増減率が約82%減、燃やさないゴミは、約83%減と大幅に減った。それを踏まえ、以下を問う。</p> <p>ア 事業系廃棄物として運送されることになったゴミはどこに行くか把握しているか。</p> <p>イ 事業系廃棄物の制度変更は、ゼロカーボン施策の一環か。</p>
--------------------------------------	---

質問事項	要 旨
<p>1 要配慮児童の就学前と入学後の準備などの相談体制について</p>	<p>(1) 要配慮児童の就学前と入学後の準備などの相談体制について問う。</p> <p>ア 要配慮児がいるご家族は、小学校入学前は児童発達支援事業所による療育を受けている場合が多いが、仕事をしながら自分の子どもに合う事業所を探すのに大変苦労している。事業所を探しやすくするための対応と周知方法は、現在どのようにしているのか。</p> <p>イ 相談支援専門員をつけても、欲しい情報を得ることができないとの声があるがどうか。また、放課後等デイサービスに入れるのかとの不安の声を聞いているが当局は把握しているか。</p> <p>ウ 小学校入学前の相談は具体的にどのようにしたら良いのか。</p>
<p>2 带状疱疹ワクチン接種について</p>	<p>(1) 令和7年4月より国の措置による65歳以上の方の自己負担が軽減される带状疱疹ワクチン接種について問う。</p> <p>ア 带状疱疹ワクチン接種について、多くの他自治体では一部助成金を出している。50歳から64歳のワクチン接種について本市も一部助成をしてはどうか。</p> <p>イ 带状疱疹にかかった後の後遺症が大変辛いと聞いているが、どのような症状か把握しているか。また、ワクチン接種後の後遺症発症についてはどうか。</p>
<p>3 東部地区の地域子育て支援拠点について</p>	<p>(1) 東部地区の地域子育て支援拠点について問う。</p> <p>ア 現在、設置に向けての進捗はどうか。</p> <p>イ 運営内容はどのようなものを目指しているのか。</p>
<p>4 昨年10月1日に設置したよりそいサポートセンターについて</p>	<p>(1) 昨年10月1日に設置したよりそいサポートセンターについて問う。</p> <p>ア 周知方法はどのようにしているのか。</p> <p>イ 現在の相談件数、相談内容はどうか。</p>



市民と共に「いじめ」「自殺」「児童虐待」
「犯罪」等を減らす取り組みについての陳情書

令和7年1月7日

流山市議会議長 様

陳情者



「地域の治安を良くすること」

これは、自治体の重要な「使命」の一つです。

なぜなら、「犯罪」「いじめ」「児童虐待」「自殺」「死亡事故」等が多発する社会、
また、「失業者」や「ホームレス」等が救済されない社会であったら、
人間が「幸せ」を感じるのは難しいからです。

私は、このような考えから、
「市民と共に『いじめ』『自殺』『児童虐待』『犯罪』等を減らす取り組み」について、
陳情したいと思います。



現状認識

現在の日本の治安は、いい状態とは言えません。

政府の発表によると、2023年に全国の小、中、高、特別支援学校で認知された「いじめ」の件数は732,568件です。これは、一日に約2,007件認知されたということです。

同じく2023年の全国の「自殺死亡者数」は、21,837人で、一日約60人が亡くなったということです。

2022年の全国の「児童虐待相談件数」は、214,843件で、一日約589件の相談があったということです。

2023年に全国で起きた「殺人事件」は、912件でした。一日平均、約2.5人が殺されたということです。

「強盗」は1,361件起きました。一日約3.7人の方が被害にあったということです。

「不同意性交等（強姦性交等）」は2,711件で、一日約7.4人の方が被害にあっています。

多くの方は、このような状況に慣れてしまったせいや、無関心ですが、私は、これは異常な状態だと思っています。

特に、「自殺死亡者数」に関しては、G7の中で最も多いという、非常に残念な状況にあります。

多くの自治体は、これらの問題に対処するために、様々な取り組みをされていると思いますが、目立った成果は出ていないようです。

それどころか、これらの数値は、全て、前年と比べて増加しています。

私は、このような状況を改善するために、ある施策を考えましたので、是非、自治体の運営に取り入れていただきたいと思っています。

多くの方が苦しんでいる今の状況は、普通ではありません。放置してはいけないと思います。

治安を回復し、より良い社会を実現するために、是非、前向きに検討していただきたいと思っています。

提案（陳情内容）

私の提案は、次の2つです。

1：自治体（市区町村）が、その地域の「治安の状態」を数値化し、図表をつくり、自治体のホームページや機関誌等で公表し、市民と共有する

2：「1で公表した数値を減らす方法」を考え、「数値目標」を決め、「実施計画」を立て、公表し、市民と協力して、それを行なう

以下、それぞれについて説明いたします。

1：自治体（市区町村）が、その地域の「治安の状態」を数値化し、図表をつくり、自治体のホームページや機関誌等で公表し、市民と共有する

現在、日本政府は、治安に関する様々な統計データをネット上に公開していますが、私は、それらの中で、以下の17の項目の数値を減らすこと（人口増減は除く）が、「より良い社会」を実現する上で、特に重要だと考えています。

1：社会の状況 計9項目

自殺死亡者数、いじめの認知件数、児童虐待相談件数、死亡事故発生数、完全失業率、ホームレス数、離婚件数、ひとり親世帯数、人口増減数

2：犯罪の認知件数 計8項目

「強盗」認知件数、「殺人」認知件数、「不同意性交等（強制性交等）」認知件数、「不同意わいせつ（強制わいせつ）」認知件数、「窃盗犯」認知件数、「放火」認知件数、「略取誘拐・人身売買」認知件数、「来日外国人による刑法犯・特別法犯」総検挙件数

私の一つ目の提案は、自治体（市区町村）が、これらを数値化し、図表をつくり、自治体のホームページや機関誌等で公表し、市民と共有することです。

ここで重要なのは、「市民と共有すること」です。

また、そのために必要なのは、ホームページや機関誌に掲載する等して、「市民がいつでも見られるようにしておくこと」、「定期的に公表し、しっかり伝えること」です。

積極的に情報を発信して、「治安の状態を市民と共有すること」が、とにかく重要です。

※これらの項目を数値化する理由については、後ほど補足で説明します。

※資料の後半に、東京都のこれらの項目を数値化した図表を参考として添付しています。

この取り組みのメリット

この施策には、主なメリットが5つあります。

メリット1：市民の「社会意識」が高まる

「地域（市区町村）の治安の状態」を数値化し、図表をつくり、常に、自治体のホームページや機関誌等に掲載しておけば、その地域に住む全ての人が、自分が住んでいる地域の状態を、いつでも数値で確認することができます。

そのため、その地域に住む人が「地域の課題に関心を持つようになる」「社会意識が高まる」「地域に愛着を持つようになる」「地域の政治に関心を持つようになる」「地域に貢献するようになる」といったことが期待できます。

市民の「社会意識」が高まることは、自治体のあらゆる活動に、プラスに作用します。

メリット2：子供に、地域の課題を「自分ごと」として考えさせることができる

この取り組みを、地域の小・中・高校の道徳教育に取り入れれば、地域の子供に、子供の頃から、地域の課題を「自分ごと」として考えさせることができます。

このような教育を、子供の頃から継続して行なえば、子供の「社会意識」は、自然と高まると考えられます。

メリット3：自分が住んでいる地域の「良し悪し」が分かる

公表する数値は、「地域の良し悪しを判断する基準」になるので、政治に詳しくない人でも、その数値を見ることによって、自分が住んでいる地域が「いい状態か、悪い状態か」「良くなったか、悪くなったか」「他の地域と比べてどうか」等を知ることができます。

メリット4：自治体で働く人の「責任感」と「真剣さ」を高めることができる

この取り組みを全国の全ての自治体（市区町村）で行なえば、日本の全ての自治体を数値で評価できるようになるので、自治体で働く全ての人の「責任感」と「真剣さ」を高めることができます。

メリット5：コストがかからず、リスクがない

17の項目は、全て政府と警察庁のホームページに掲載されているので、新たに調査する必要がありません。つまり、実施するにあたって、コストが、ほとんどかからず、リスクが、ほとんどないということです。

この取り組みのデメリット

デメリットというほどのことではありませんが、それぞれの数値を調べ、図表をつくり、公表する作業が必要になります。

これらの数値は、政府が都道府県別で、ネット上に公開していますが、市区町村別の数値は、一部の地域を除いて公開されていません。

ただ、集計は、市区町村ごとに行なわれているようなので、問い合わせることによって、知ることができると思います（東京都の犯罪の発生件数は、市区町村別で公開されています）。

また、以前、私が八王子市役所に、八王子市における「自殺死亡者数」「いじめの認知件数」「児童虐待相談件数」を問い合わせたところ、教育委員会の方針で、八王子市の数値は公開していないとのことでした。ただし、把握はしているとのことでした。

自治体によっては、一部の数値は公開しづらいのかもしれませんが、私は、むしろ積極的に公開するべきだと考えています。

なぜなら、「現状を知ること」なしに、改善することなどできないからです。治安を良くする上で、「現在の治安の状態を知ること」は、避けては通れないのです。

現状から目をそらさず、市民の幸せに直結するそれらの数値を公開し、市民と共有することこそ、誠実な態度なのです。

より良い社会を実現するために、是非、この重要な一步を踏み出してほしいと思います。

2：「1で公表した数値を減らす方法」を考え、「数値目標」を決め、「実施計画」を立て、公表し、市民と協力して、それを行なう

二つ目の提案は、一つ目の提案で説明した「17の項目」のすべて、もしくは一部の数値を減らす方法を考え、

「数値目標」を決め、「実施計画」を立て、公表し、市民と協力して、それを行なうというものです。

ここで重要なのは、「数値目標」「実施計画」「具体的な取り組み」等を、「市民と共有すること」です。

また、「市民に対して、定期的に進捗状況を伝えること」、そして、「その活動を、政治の仕組みとして定着させること」も重要です。

ここでも、「市民と情報を共有すること」が、何より重要です。

この施策のメリットは、これをしっかり行なえば、少なからず、その数値が減ることです。

また、その地域に住む全ての人が「共通の目的」を持つことになるので、地域の団結が得やすくなりますし、地域がまとめやすくなります。

この取り組みのデメリットは、「数値を減らす方法」を考え、「数値目標」を決め、「実施計画」を立てるのに、時間と労力がかかることです。

また、市民と協力して、それを行なうためには、行政の適切なリーダーシップが必要になります。

実施例

これは、あくまで一例ですが、自治体（市区町村）が、以下のことを行なえば、市民の「社会意識」を高め、市民の「理解」と「協力」を得て、それらの数値を減らすことができると考えられます。

- ・対象地域（市区町村）の治安の状態（17の項目）を数値化し、図表をつくり、ホームページ等で公表する。
- ・「数値を減らす方法」を考え、「数値目標」を決め、「実施計画」を立て、それを公表する。
- ・実施する。PDCAサイクルを回す。
- ・17の項目の月間、年間の数値、活動の進捗状況等を、自治体のホームページや機関誌等で、定期的に公表する。
- ・地域の小・中・高校の道徳教育に、この活動を取り入れる。

「数値化」と「公表すること」に関しては、17の項目すべてを数値化し、公表した方がいいと思いますが、実施に関しては、重要度が高いと思われる項目に絞って、実施した方がいいかもしれません。

数値を減らすためには、「具体的な取り組み」が必要ですが、私は、家庭における道徳教育と学校における道徳教育を充実させることが、根本的に重要だと考えています。

ですが、地域の課題や状況は、それぞれ全く違うので、何をどのようにするかは、それぞれの自治体が、その自治体の実状に合わせて決める必要があります。

数値化する17の項目

1：社会の状況 計9項目

自殺死亡者数、いじめの認知件数、児童虐待相談件数、死亡事故発生数、完全失業率、ホームレス数、離婚件数、ひとり親世帯数、人口増減数

2：犯罪の認知件数 計8項目

「強盗」認知件数、「殺人」認知件数、「不同意性交等（強制性交等）」認知件数、「不同意わいせつ（強制わいせつ）」認知件数、「窃盗犯」認知件数、「放火」認知件数、「略取誘拐・人身売買」認知件数、「来日外国人による刑法犯・特別法犯」総検挙件数

上記の17の項目を数値化する理由は、これらが人間の幸せに、深く関わっていると考えられるからです。

また、これらは、政府がネット上に公開しているので、新たに集計する必要がないからです。

また、項目が多すぎると分かりづらくなりますし、対策がしづらくなるので、17個に絞りました。

これらの項目は、政府が公開している治安に関するデータの中で、特に人間の幸せに関係していると、私は考えています。

離婚件数については、分かりづらいかもしれませんが、令和5年に起きた自殺の2割以上が、家庭問題が原因であることから、離婚（家族の不和）は、人の幸せに大きな影響を与えていると考えられます。

また、子供がいる夫婦が離婚をすると、夫婦の不和が、子供に、少なからず影響を与えてしまうので、子供の幸せに影響がでます。

また、ひとり親家庭も、両親がいる家庭と比べると、子育てに影響があるので、子供の幸せに関係していると言えます。

このような理由から、これらの数値を把握し、できる限り減らす取り組みをすることは、とても重要であると考えています。 ※離婚そのものを否定しているわけではありません。

人口減少は、地方の自治体においては、非常に重要な課題です。

そのため、人口増減数を、ホームページ等で常に見られるようにしておくこと、また、学校教育で子供に教え、子供の頃から、そのことについて考えるようにしておくことは、とても重要だと考えます。

犯罪の認知件数は、人間の幸せに直結している重要な問題です。

それらを減らすためには、家庭と学校における道徳教育と、地域の啓蒙活動を充実させることが根本的に重要だと考えますが、犯罪の種類によって、取り組むことが少し違ってきます。

例えば、窃盗を減らすためには、経済対策が必要かもしれません。

「不同意性交等（強制性交等）」と「不同意わいせつ（強制わいせつ）」を減らすためには、「男女の人間関係のあり方」についての教育が必要だと思います。

「強盗」「殺人」「放火」については、家庭環境が悪い人に対する生活のサポート、育児の相談、生活相談が必要かもしれません。

また、市民の防犯意識を高める啓蒙活動も重要だと思います。

最後に

現在、「いじめ」「自殺」「児童虐待」は、社会問題として注目されていますが、改善する兆しが見えません。

恐らく、今行なっている取り組みを続けているだけでは、改善できないと思います。

私の提案は、この状況を打破するための新しい取り組みです。

この取り組みを継続して行ない、行政の「仕組み」として定着させることができれば、必ず成果が得られるはずです。

私は、この取り組みが、全国の市区町村、都道府県で行なわれるように働きかけています。

全国の市区町村、都道府県がこの取り組みをすることによって、日本全体の治安が良くなる、より良い社会が実現する。それが、私が期待していることです。

日本全体の治安を良くするために、是非、この施策を自治体の活動に取り入れていただきたいと思っております。

場合によっては、二つ目の提案は、実施するのが難しいかもしれませんが、一つ目の提案だけでも、是非、行なっていただきたいと思っております。

例) 東京の治安状況 17の項目の図表

自殺死亡者数

自殺死亡率 (人口10万人当たりの自殺者数) = 自殺者数 ÷ 人口 × 10万 (人)

	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5
東京	15.63	16.05	16.44	17.37	16.40
全国	15.83	16.58	16.59	17.38	17.41

自殺死亡者数 (人)

	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5
東京	2,148	2,220	2,277	2,396	2,440
全国	20,169	21,081	21,007	21,811	21,837



いじめの認知件数

※国公立 小・中・高・特別支援学校

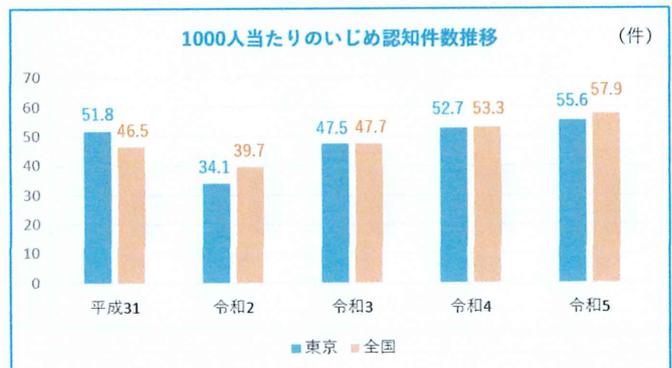
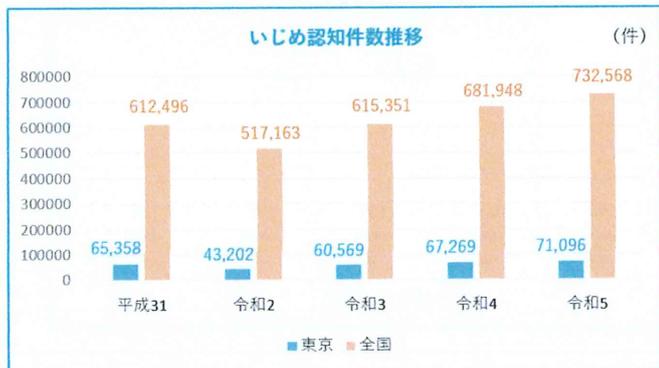
いじめ認知件数 (件)

	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5
東京	65,358	43,202	60,569	67,269	71,096
全国	612,496	517,163	615,351	681,948	732,568

1,000人当たりのいじめ認知件数

(いじめの認知件数 ÷ 人口 × 1,000) (件)

	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5
東京	51.8	34.1	47.5	52.7	55.6
全国	46.5	39.7	47.7	53.3	57.9



児童虐待相談件数

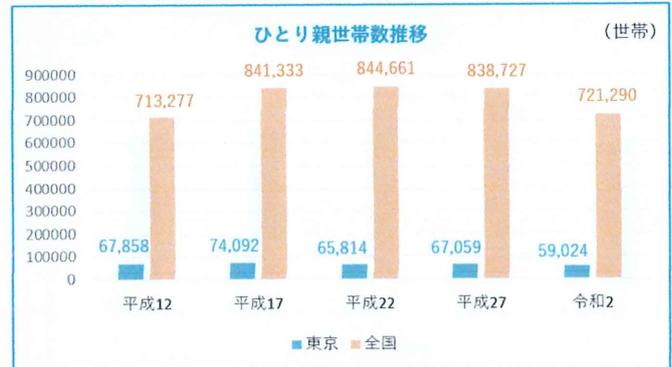
(件)

	平成31	令和2	令和3	令和4
東京	21,659	24,349	26,047	19,345
全国	193,780	155,598	207,660	214,843

ひとり親世帯数

(世帯)

	平成12	平成17	平成22	平成27	令和2
東京	67,858	74,092	65,814	67,059	59,024
全国	713,277	841,333	844,661	838,727	721,290



離婚件数

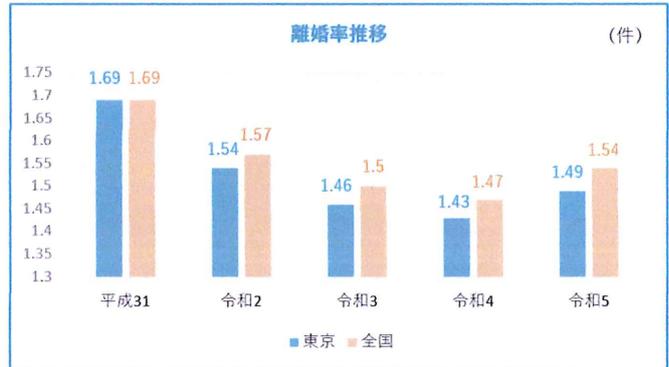
離婚件数 (件)

	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5
東京	22,707	20,783	19,605	19,255	20,016
全国	208,496	193,253	184,384	179,099	183,814



離婚率 (離婚数÷人口×1,000) (件)

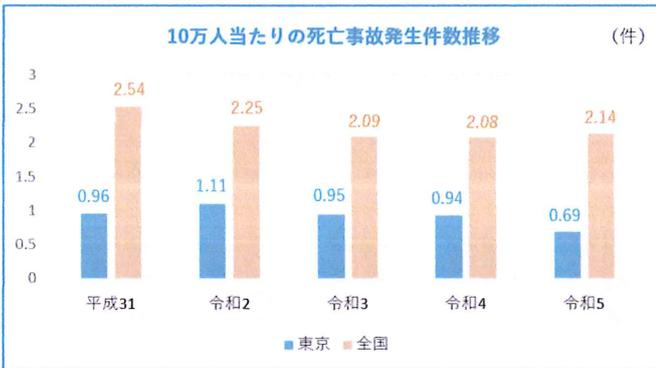
	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5
東京	1.69	1.54	1.46	1.43	1.49
全国	1.69	1.57	1.5	1.47	1.54



死亡事故発生件数

10万人当たりの死亡事故発生件数 (死亡事故数÷人口×10万) (件)

	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5
東京	0.96	1.11	0.95	0.94	0.69
全国	2.54	2.25	2.09	2.08	2.14



死亡事故発生件数 (件)

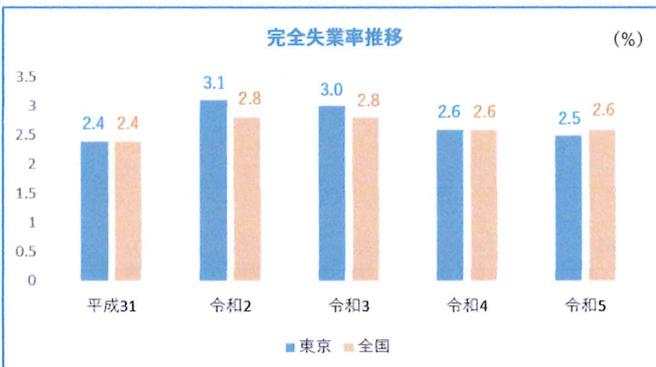
	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5
東京	133	155	133	132	136
全国	3,215	2,839	2,636	2,610	2,678



完全失業率

完全失業率 (%)

	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5
東京	2.4	3.1	3.0	2.6	2.5
全国	2.4	2.8	2.8	2.6	2.6



完全失業者数 (人)

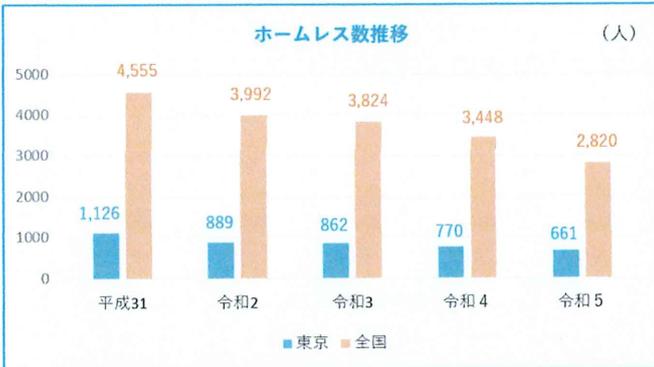
	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5
東京	195	260	255	226	214
全国	1,535	1,849	1,885	1,709	1,693



ホームレス数

(人)

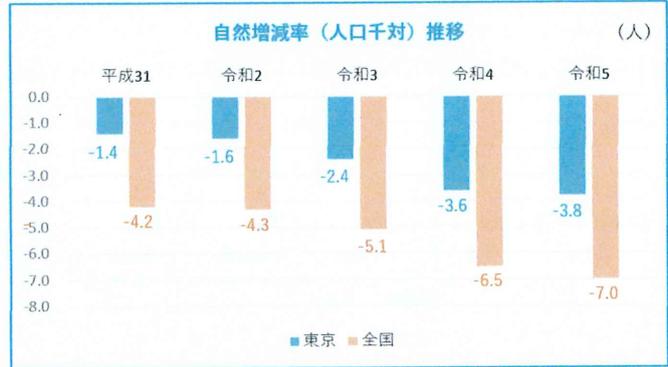
	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5
東京	1,126	889	862	770	661
全国	4,555	3,992	3,824	3,448	2,820



人口増減数

自然増減率：人口千対 (人口増減数÷人口×1,000) (人)

	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5
東京	-1.4	-1.6	-2.4	-3.6	-3.8
全国	-4.2	-4.3	-5.1	-6.5	-7.0



自然増減数

(人)

	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5
東京	-19,052	-21,558	-32,245	-48,167	-50,893
全国	-515,854	-531,920	-628,234	-798,291	-848,728



「強盗」認知件数

(件)

	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5
東京	255	263	256	228	235
全国	1,511	1,397	1,138	1,148	1,361



「殺人」認知件数

(件)

	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5
東京	108	105	83	91	94
全国	950	929	874	853	912



「不同意性交等（強制性交等）」認知件数

(件)

	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5
東京	244	231	219	248	395
全国	1,405	1,332	1,388	1,655	2,711



「不同意わいせつ（強制わいせつ）」認知件数

(件)

	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5
東京	684	547	564	639	769
全国	4,900	4,154	4,283	4,708	6,096



「窃盗犯」認知件数

(件)

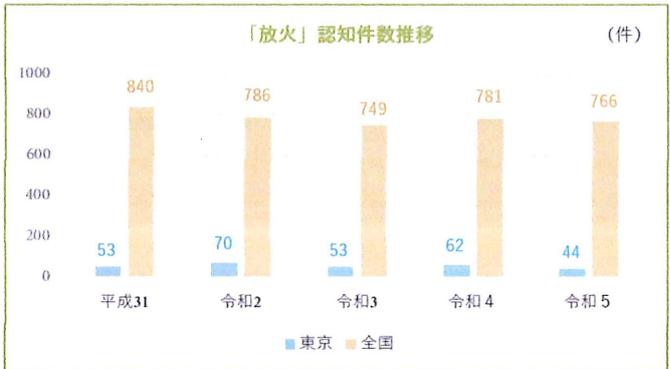
	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5
東京	73,988	55,226	48,220	51,231	59,888
全国	532,565	417,291	381,769	407,911	483,695



「放火」認知件数

(件)

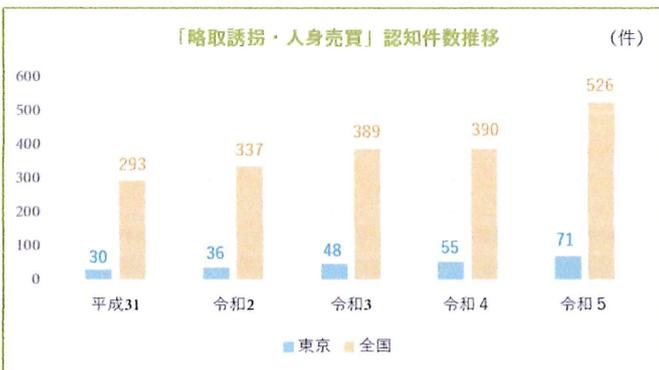
	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5
東京	53	70	53	62	44
全国	840	786	749	781	766



「略取誘拐・人身売買」認知件数

(件)

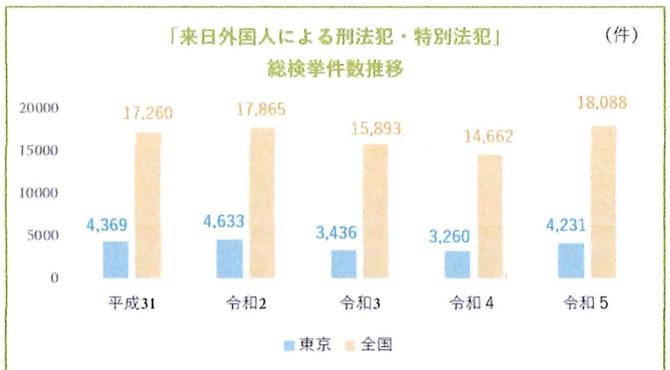
	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5
東京	30	36	48	55	71
全国	293	337	389	390	526



「来日外国人による刑法犯・特別法犯」総検挙件数

(件)

	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5
東京	4,369	4,633	3,436	3,260	4,231
全国	17,260	17,865	15,893	14,662	18,088



陳情書

令和7年 1月 8日

流山市議会議長 様



議会の審議において、どの議員が、どの議案に「賛成」「反対」「棄権」したかが分かるような図をつくり、自治体のホームページで公開することに関する陳情書

陳情事項

議会の審議において、どの議員が、どの議案に「賛成」「反対」「棄権」したかが分かるように、図をつくり、自治体のホームページで公開してほしいです。「議案の審議結果」「意見書・決議の審議結果」「請願・陳情の審議結果」について、そうしてほしいです。また、それを見やすいものにしてほしいです。 ※裏面に参考資料あり。

陳情理由

日本は民主主義国家なので、国民は、政治家を選挙で選びます。

国民は、自分の理想を実現してくれると思える政治家に投票するわけですが、自分の理想を実現してくれる政治家を見分けるのは、簡単ではありません。

選挙に立候補する人は、街頭演説やマニフェスト等で、自分の考えを表明しますが、それらが守られないこともあるので、それだけでは十分とは言えません。

この度私が陳情することが行なわれれば、国民は、「政治家が言っていること」ではなく、「実際の行動」を知ることができるので、より正確に、自分の理想を実現してくれる政治家を選ぶことができます。

どの議員が、どの議案に「賛成」「反対」「棄権」したかが分かるようにすることは、民意を政治に反映する上で、とても重要なことであり、国民の知る権利であり、民主主義の根幹であり、政治家の怠慢や横暴を防ぐための重要な仕組みであると、私は考えます。

このような理由から、この度の陳情を、是非、実現していただきたいと思っております。

※ちなみに、この取り組みは、東京都小金井市では、10数年前から行なわれています。小金井市では、議案に「賛成」する議員は起立していますが、それをカウントし、図を作成しているそうです。

※裏面の資料は、「小金井市 議案の審議結果」と検索すれば出てきます。

陳情第3号

政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁舎管理規則の徹底を求める陳情書

(陳情理由)

全国市区町村の庁舎内で、政党機関紙の勧誘(営業)・配達・集金が無許可で行われていることが問題となっており、その是正のために、地方議会75か所で庁舎内における勧誘・配達・集金の実態調査及び自粛を求める陳情が採択され、改善されております。(資料1)

「庁舎内も勧誘行為に伴い、職員が心理的圧力を感じているかどうか」を行政が実態調査を実施した事例が30以上にのぼります。調査結果によると、勧誘された際に「購読しなければならぬという圧力を感じた」と答えた職員の割合が、少ない自治体でも3割(3人に1人)にのぼっています。また、職員の自由記述を求めた自治体のアンケート結果もぜひご確認ください。陳情審議や職員アンケートの具体的な実施がなければ、このような職員の声が行政や議員に届くことはありませんでした。実態調査をしていない自治体では、その多くで「行政としては、職員から具体的な相談がないので、対処しない」として、機関紙購読圧力に伴う職員の苦痛は「なかったこと」にされ続けているのです。(資料2)

一連の調査で明らかになった事は、勧誘や役職者が新規で任命される3月末に集中していることです。令和7年も3月期に、議員から職員への心理的圧力がかけられる懸念があり、それが心配で、再度陳情を出すことにしました。

さらに象徴的なのが宇都宮市の事例です。宇都宮市議会議員は「政党機関紙の勧誘・配達・集金の中で、勧誘行為は一切やっていない」と強く主張していましたが、市が管理職以上の職員228名にアンケートを実施してみると、勧誘された職員が110人で、勧誘時に心理的圧力を感じた職員が50%(55人)にのぼったことを受け、議会で正式に謝罪しました。ここで

いう心理的圧力は、より具体的には、「(断ると) 今後の業務に支障がでるかもしれないと感じた」ことを指します(職員回答の86.8%)。市議会としても、市議による機関紙勧誘に事実上のパワハラが伴っていた実態を重く受け止め、同市議の謝罪文(以下の文言)を市議会報(令和6年10月発行)に掲載。市民に説明責任を果たしました。(資料3)

千葉県内の調査においては、千葉市で令和2年に「政党機関紙の購読勧誘に関するアンケート調査」が行われ、69%(377人)の職員が心理的な圧力を感じたとの実態が明らかになっており、令和6年6月議会では「再調査によって実態を確認する陳情」が採択されております。

さらに令和6年以降では、大網白里市、四街道市、東金市、香取市、では採択を受け、管理職へのアンケートを通じて実態調査を実施し、また市民からの要望書を受けて、我孫子市でも調査が行われており、千葉県内ではすでに7件の実態調査がおこなわれ、心理的圧力(いわゆる強要)の実態が報告されています。さらに、パワハラ全般の調査をする中で政党機関紙の強要が発覚した事例があります。陳情採択された四街道市や銚子市からは、「政党機関紙の勧誘は庁舎管理規則では禁止事項であり、許可証が必要な行為である」とした回答も頂きました。

そこで「県民の会」では、それらを全て情報公開してまとめた資料集を作りましたので、添付してありますので、ご参考にしてください。(資料4)

2020年6月にパワハラ防止法(改正労働施策総合推進法)が施行され、地方公務員が保護の対象となりました。自治体として「パワハラ防止条例」を制定した事例も85にのぼります。流山市議会においては、職員から相談がないからといって問題を放置するのではなく、仮に今すぐ調査する意思がないのであれば、以下の2項目を、庁舎内規則を遵守する観点、及びパワハラから職員を守るという観点で強く要望いたします。

(陳情項目)

- 1 庁舎内において物品販売や勧誘等の行為をする場合は、庁舎管理規則により、あらかじめ施設管理者の許可を得る必要があり、政党機関紙の勧誘行為についても同様に許可が必要であることを、明確に確認をお願いいたします。許可を得ずとも勧誘行為が見過ごされてきた実態があれば、定められた規則の順守や、ハラスメント問題への厳格な対応が求められていることを鑑み、今年から改めてください。
- 2 「政党機関紙の勧誘行為」について、仮に議員からの許可証の申請があり、行政が同勧誘行為の許可不許可の判断する際は、「政党機関紙の勧誘行為に伴う職員の声（心理的圧力の有無）」をアンケート等を通して収集し、判断材料としてください。

令和7年2月4日

陳情者



流山市議会議長 坂巻 儀一

【資料1】庁舎内の政党機関紙勧誘の調査・自粛等を求めた陳情を採択した議会（75自治体）

北海道	<ul style="list-style-type: none"> ■ 千歳市 ■ 釧路市 	千葉県	<ul style="list-style-type: none"> ■ 千葉市 ■ 習志野市 ■ 大網白里市 ■ 四街道市 ■ 東金市 ■ 香取市 ■ 山武市 ■ 銚子市 ■ 神崎町 ■ 九十九里町 	長野県	■ 岡谷市	
青森県	<ul style="list-style-type: none"> ■ 外ヶ浜町 ■ 大鰐町 		岐阜県	■ 中津川市		
岩手県	■ 滝沢市		東京都	<ul style="list-style-type: none"> ■ 港区 ■ 目黒区 ■ 狛江市 ■ 調布市 ■ 武蔵村山市 ■ 清瀬市 ■ 稲城市 	愛知県	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高浜市 ■ 豊明市 ■ 安城市 ■ 津島市 ■ 蒲郡市 ■ 幸田町
秋田県	<ul style="list-style-type: none"> ■ 北秋田市 ■ 湯沢市 ■ 潟上市 ■ 八郎潟町 ■ 八峰町 ■ 上小阿仁村 					兵庫県
山形県	<ul style="list-style-type: none"> ■ 山形市 ■ 寒河江市 	熊本県				
福島県	<ul style="list-style-type: none"> ■ 会津若松市 ■ 川俣町 ■ 北塩原村 	神奈川県	<ul style="list-style-type: none"> ■ 藤沢市 ■ 茅ヶ崎市 ■ 南足柄市 ■ 綾瀬市 ■ 厚木市 ■ 大和市 ■ 伊勢原市 ■ 海老名市 ■ 座間市 ■ 逗子市 ■ 鎌倉市 ■ 愛川町 ■ 真鶴町 ■ 松田町 ■ 寒川町 ■ 清川村 	鹿児島県	<ul style="list-style-type: none"> ■ 霧島市 ■ 指宿市 ■ 日置市 	
栃木県	<ul style="list-style-type: none"> ■ 宇都宮市 ■ 鹿沼市 ■ 壬生町 				群馬県	<ul style="list-style-type: none"> ■ 沼田市 ■ 甘楽町
埼玉県	<ul style="list-style-type: none"> ■ 加須市 ■ 和光市 ■ 美里町 ■ 上里町 					

陳情採択された75議会のうち、近年2年間で採択されたのが69議会にのぼります。2020年に改正労働施策総合推進法が施行され、地方公務員がパワハラ保護の対象となったことから、ハラスメント防止の観点から、庁舎内での勧誘ルールの再確認や実態調査が進んでいるものと考えています。

ハラスメント防止条例制定相次ぐ（現在85自治体）

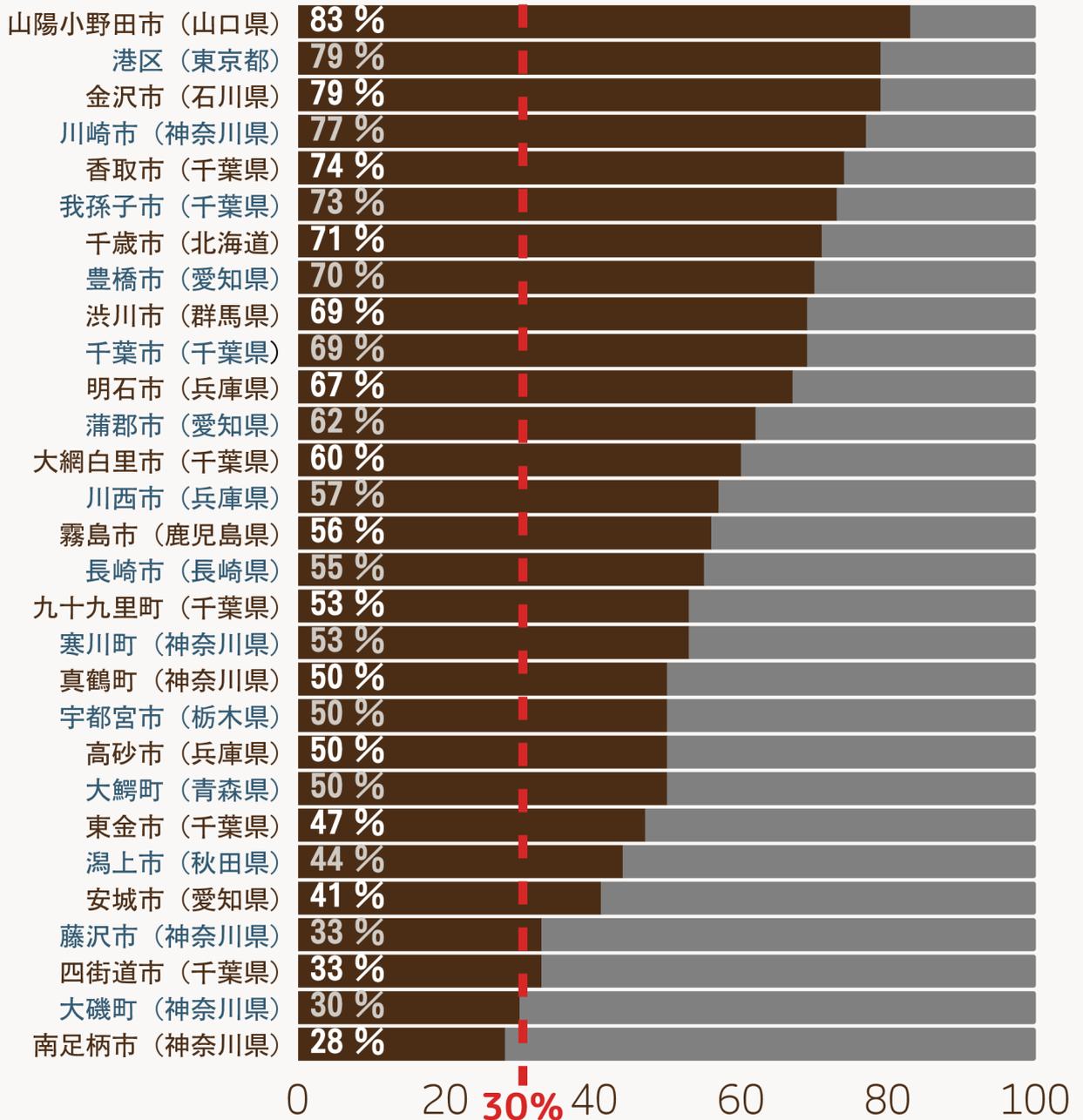
地方議員による自治体職員へのハラスメントを根絶しようと防止条例を定める自治体が増えている。ともに自治体の運営に欠かせないパートナーだが、議会は質疑や議決を通して議決を通じて行政を監視する立場であり、事実上の「上下関係」が生じていることが背景にある。（新聞記事より）

議員と職員は本来的には対等の関係であるのは当然のこと。しかしながら、ハラスメント行為があれば、それが歪な関係に転じます。議員の自覚の有無に関わらず「圧力を伴う政党機関紙の購読勧誘の実態」があれば議会・行政の双方の厳格な対策が求められます。善処をお願い致します。



【資料2】 政党機関紙勧誘に関する職員アンケート調査

政党機関紙勧誘を受けた職員のうち「心理的圧力を感じた」割合



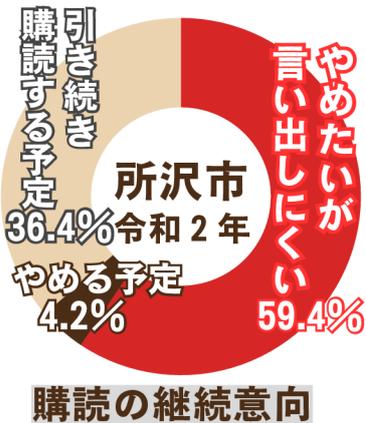
庁舎内ハラスメントへの関心の高まり等から、少なくとも30の自治体が「政党機関紙勧誘に関する職員アンケート」を実施した。その結果、**ほぼすべての自治体で、3割以上の職員が「議員からの心理的圧力」を感じていた。心理的圧力を具体的に言うと、「議員から勧誘され、断りづらい」「購読を断ると、今後の業務に支障が出るかもしれないと感じた」**等。行政は議員の一般質問、住民陳情の採択・要望書等を受けて実施するケースが多い。



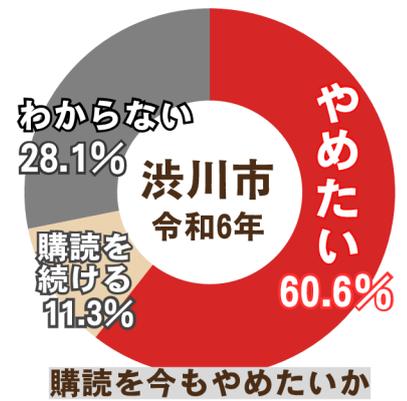
上記アンケート結果は、自治体による情報公開・メディア報道等から当会が把握したものを掲載。元データの一部を左記QRコードからご覧いただけます。

政党機関紙勧誘に関する職員アンケートの分析

職員の過半数が「購読をやめたいが、議員に言えない」



所沢市（埼玉県）の調査で**現在購読している職員の過半数の98人が「やめたいが言いにくい」と答えた**。また「購入はやめたいが議会をちらつかせ、なかなか断れる雰囲気ではない」「個人的に読みたい人は自宅への配達でもよいのでは」との意見があった。渋川市（群馬県）の調査でも「**心理的圧力を感じ仕方なく購読しているが、今もやめたいと思っている**」との回答が6割以上にのぼった。



契約書がなく、契約期間が定められておらず、不本意な購読が続く

選択肢	購読している(した)全ての機関紙について、契約行為を行った(1紙のみ購読の場合を含む)	購読している(した)全ての機関紙について、契約行為を行ったことはない(1紙のみ購読の場合を含む)	契約行為を行った機関紙もあるが、行っていない機関紙もある
回答数	5	60	3

我孫子市が令和6年に実施したアンケートによると、購読し毎月支払いをしている職員のうち、**申し込み書の記入や契約書作成をしていない職員が92%にのぼった**。また、**契約期間が定められていたと答えた職員は0人**だった。心理的圧力をうけて購読したものの、契約期間が定められていないため、多くの職員が異動になるか、定年になるまで、不本意ながら購読を続けている状況がある。

自治体アンケートで共通した傾向

- ① **勧誘を受けるのは、部長、課長や係長など管理職員がほとんど**。管理職になると、一般質問で答弁する等議員と直接の接点が多くなる。機関紙を断ると、質問が厳しくなり、部署のメンバーに迷惑がかかるのではと考える管理職員もいる。
- ② **勧誘は役職者が新規で任命される3月末に集中している**。議員が人事異動をいち早く把握し、「昇進おめでとうございます」と言って近づき、政党機関紙を勧誘する。
- ③ **集金は毎月対面で行われる**。議員自ら集金することが多い。振込みや自動引き落としではない為、断るときは議員に直接伝えないといけない。関係性悪化を恐れ、やめづらい。
- ④ **配達先は大半が職場**。私費の新聞・雑誌は、自宅で購読するのが常識だと思うが、勧誘者の強い意向なのか、自宅配達はほとんどない。

職員アンケート「自由記述欄」に寄せられた主な意見

【栃木県宇都宮市のアンケート（令和6年5月）より】

- ▶退職の時までこのまま意思に反して購読しなければならないと考えるとやるせない。
- ▶「赤旗をとらないと一般質問でやられる」と先輩職員何人かから聞いた。
- ▶ハラスメント相談窓口相談がなかったことをもってパワハラがなかったと断言できるものではない。
- ▶笑顔で「任意」と言いながらも新聞を取るのが当たり前といった感じの「圧」がすごかった。

【群馬県渋川市のアンケート（令和6年3月）より】

- ▶課長職の人事異動の内示があった時点で勧誘がされ、「他の皆さんも購読している。」と言われ、やむを得ず購読することにしたが、余分な出費と感じていた。
- ▶購入しなかったことで、あたりが強くなった。精神的苦痛、ストレスがある。
- ▶断ると議会対応で所属・部下に迷惑がかかると思い購入した。
- ▶政党の思想信条を色濃く表現する政党機関誌の押しつけは憲法違反。

【鹿児島県霧島市のアンケート（令和5年12月）より】

- ▶購読希望したものでなく、特に興味のある機関紙でもないため、本音はやめたい。
- ▶購読しない人もいるのか尋ね、断れるのか暗に確認したが、スルーされた。
- ▶購入については各自の判断であるが、今までの管理職の慣習的なものだと思っていた。
- ▶今更、購読を止めるのも苦慮している。
- ▶機関紙を購入しないと、何らかの圧力を受けるのではないかと思い、購入している。できれば、市役所でまとめて「購入しないリスト」を政党に提出できないか。
- ▶事務所内での購読の勧誘、新聞の受け取りや購読料の受け渡しは出来ないようにすべきと思われる。
- ▶政党または会派の機関紙を購入するのは、あくまでも個人の判断によるもので個人が直接政党、会派を訪ねるのが本来の姿であり、勧誘行為はよろしくない。

近年のアンケート実施は任意回答・無記名で「匿名性」に配慮



「川崎市による政党機関紙購読調査は憲法違反でないか」と裁判で争われ、「調査は適法」と判断されました。

川崎市の実態調査（2003年）に反発し、一部職員が裁判を起し、共産党議員団が支援した。しかし、高裁で「調査は適法」と判断され、訴えが棄却された（2009年）。

原告側の担当弁護士は「ずさんな回収方法により、匿名性が侵害される可能性があった」と主張した一方、「高裁の判決で、政党機関紙を購読したかという質問について、直ちに思想及び良心の自由の侵害とはならないとされた」「アンケートの強制性に関する私たちの主張は退けられた」と話している（しんぶん赤旗の記事より）。

川崎市以降に実施された自治体調査においては、任意回答・無記名で電子申請システムを使用するなど、匿名性が担保され、問題なく実施されている。

政党機関紙に関するアンケート調査の実例

●港区（東京都）

「政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する職員アンケート結果」

No. 1 本区区議会議員から政党機関紙の購読の勧誘を受けたことがありますか。

■ある 61人 ■ない 6人

No. 2 勧誘を受けたときの職位についてお聞きします。該当するものを1つ選択してください。

■部長級 0人 ■課長級 30人 ■係長級 27人 ■その他 4人

No. 3 勧誘を受けたとき、その政党機関紙を購読しましたか。
■購読した。44人 ■購読したが、現在は購読していない。11人 ■購読を断った。6人

No. 4 勧誘を受けたとき、心理的な圧力を感じましたか。
■感じた。48人 ■感じなかった。13人

No. 5 その他政党機関紙の庁舎内勧誘行為（勧誘、配達、支払い場所等）について、ご意見があれば記入してください。

No.	意見要旨	意見数
1	個人情報や秘密情報の保護の観点から、自由に郵送室内に入室し、集金や配達をすることは正すべき。	12
2	購読をやめたいと思うが、言い出せずやめられない。	10
3	購読を断ることは、心理的な負担が大きい。管理職は勧誘の了解という圧力を感じる。	8
4	庁舎内での勧誘や配達、集金は、やめるべき（禁止するべき）である。	7
5	区として一旦、統一的に契約解除を申し入れ、その上で、購読希望者は個別に申し込むように欲しい。	6
6	今後の議会対応への影響や関係性の悪化を懸念し、購読を断れなかった。	6

政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する職員アンケートの調査結果について

1 経緯

令和6年第1回港区議会定例会において、政党機関紙の庁舎内勧誘行為の東船調査を求める副題（第6第2号、以下「本件副題」といいます。）が採択されました。本件副題の趣旨は、職員が庁舎内において政党機関紙の購読を勧誘され、また、その際に心理的な圧力を感じたことがあるかどうか、職員に寄り添った調査を実施し、仮に心理的な圧力を受けたことがある職員がいた場合は、適切な対応を求めるものです。

2 職員アンケートの概要

(1) 目的
本件副題が採択されたことを踏まえ、公務の中立性、公正性等の観点から、政党機関紙の庁舎内における勧誘行為について現状を把握するため。

●千葉市（千葉県）

政党機関紙の購読勧誘に関するアンケート調査結果

1 調査期間 令和2年10月13日(火)～10月27日(火)

2 調査対象者及び対象人数 管理職885人(令和2年10月1日時点)

3 アンケート項目 問1 これまで、本市の市議会議員から庁舎内(対面・電話含む)において、政党機関紙の購読勧誘を受けたことがあるか

問2 購読勧誘を受けた際、心理的な圧力を感じたか
※ 問1で「ある」と答えた者のみ回答

4 アンケート実施方法 任意回答、無記名で電子申請システムにより実施

5 回答者数 745人(回答率84.2%)

問1	ある	ない
	546人 73.3%	199人 26.7%

購読勧誘を受けた際、心理的な圧力を感じたか
※ 問1で「ある」と答えた者のみ回答

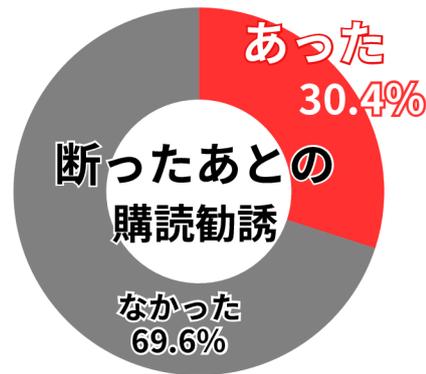
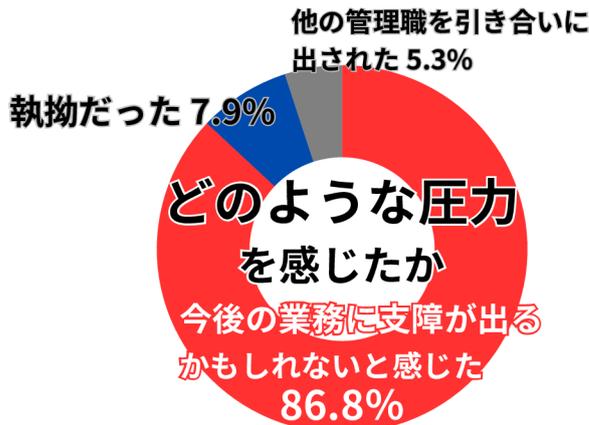
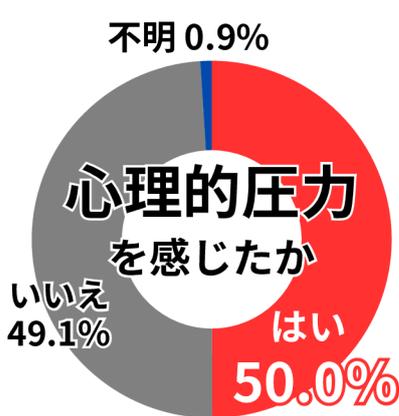
問2	感じた	感じない	未回答
	377人 69.0%	159人 29.1%	10人 1.8%

【資料3】栃木県 宇都宮市アンケート結果と市議会の対応

調査結果

政党機関紙勧誘を受けた職員のうち「心理的圧力を感じた」割合等

図表は調査結果に基づき本会で作成



対象：管理職員228名 回答175名（回答率76.8%） 期間：令和6年4月30日～5月7日
 結果：市議会議員等から勧誘を受けたと93人（5割強）が回答。勧誘された時期は、**半数以上が管理職昇進時**だった。勧誘を受けた際、**5割（55人）が心理的圧力**を感じた。**圧力の内容は、（購読を断ったら）「今後の業務に支障が出るかもしれないと感じた」が9割弱**だった。自由回答欄には「退職の時までこのまま意思に反して購読しなければならないと考えるとやるせない」等のコメントが並んだ。

宇都宮市議会の対応「勧誘禁止を確認」

ハラスメント防止、コンプライアンス意識徹底を

調査報告書を受けて議長が声明を発出（6/28）



調査結果を受け、馬上剛議長が議員団を代表し、声明を表明（六月二十八日）

【実態調査報告書を受けた議長声明の要旨】（市議会ウェブより）

- 庁舎内における議員による政党機関紙の勧誘行為の禁止を徹底する
- 議員一人ひとりが、ハラスメント防止やコンプライアンスに対する意識をより一層深め、市民福祉の向上と地域社会の発展のため、市職員と議員の緊密な連携協力のもと、宇都宮市議会の適切な運営に努める



宇都宮市が行った「政党機関紙勧誘の実態調査」の結果報告書QRコードより閲覧可

日本共産党議員による職員の皆様への謝罪



謝罪文を読み上げる福田久美子市議（10/1）



日本共産党福田久美子議員は、調査結果を受けて議会では謝罪すると共に市民への説明責任として市議会報（令和六年十月発行）に謝罪文を掲載した。

倫理委員会の設置と審査結果について

3年11月4日開催の各会派代表者会議において、政党機関紙の勧誘を目的とした幹部職員への訪問は自粛する旨の報告がなされていましたが、その後引き続き議員の立場を利用して勧誘行為をしていたとして、福田久美子議員に対し、宇都宮市議会議員の倫理に関する条例に基づき6月28日に審査請求書が提出されました。審査請求により設置された倫理委員会（塚田典功委員長）において、4回にわたり審査が行われ、次のとおり議長へ報告されました。

- ・当該議員について、宇都宮市議会議員の倫理に関する条例第3条第5号に定める倫理基準「議員の品位と名誉を害し、市民の信頼を著しく損なう行為をしないこと」に違反すると認定
- ・議長の措置案については、当該議員に対して、「議場における謝罪文の読み上げ」及び「議会広報紙による公表」とすることを決定

委員会の審査結果報告を受け、議長は、「議場における謝罪文の読み上げ」と「議会広報紙による公表」を措置として、10月1日の本会議において当該議員が謝罪文の読み上げを行いました。

【謝罪文概要】政党機関紙の勧誘行為によって、心理的不安を感じられた職員の皆様にはこころよりお詫び申し上げます。宇都宮市庁舎管理規則のルールに従い、趣旨を踏まえ正確に対応していく。議員としての慎重さに欠けていた点について反省し、今後、さらなる議員倫理を自覚し、議会の品位を汚すことの無いよう努めていく。

政党機関紙の勧誘行為によって、心理的不安を感じられた職員の皆様にはこころよりお詫び申し上げます

資料4

千葉県内でアンケート調査が進んでいます。
情報公開等で頂いた資料等を提出します。

パワハラ全般の調査に政党機関紙の
強要が発覚した事例

鴨川市
柏市
長生村

政党機関紙の勧誘行為や心理的圧力の
有無について正確に調査した事例

千葉市
我孫子市
香取市
四街道市
東金市
大網白里市
九十九里町

参照：庁舎内管理規則について

四街道市、銚子市

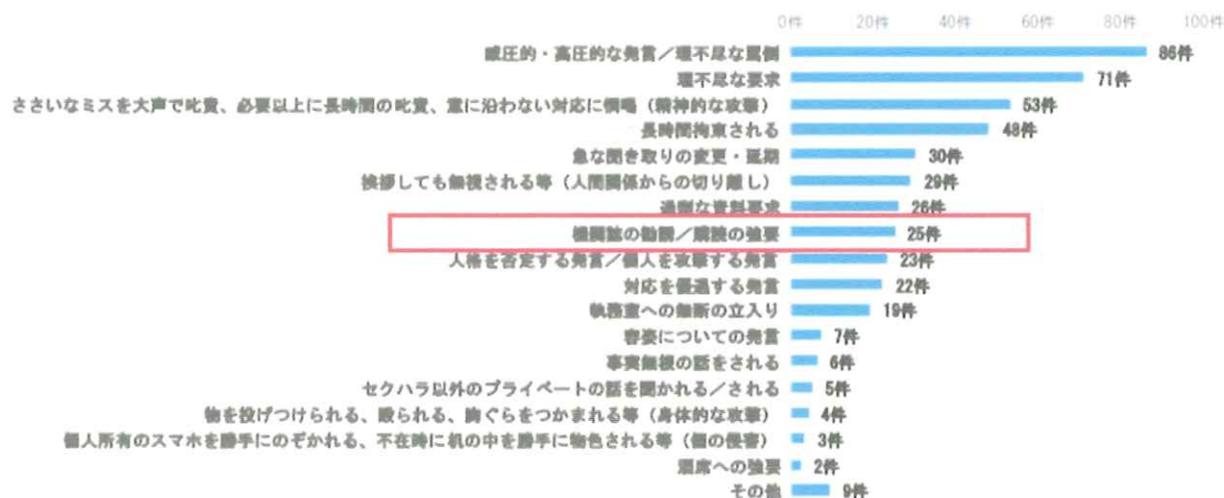
鴨川市ハラスメント調査

(パワハラ全般の調査に政党機関紙の強要が明らかに)

<https://www.city.kamogawa.lg.jp/uploaded/attachment/17891.pdf>

【問6. ハラスメントの認識ではなく、「不快に感じたもの」としてはどのようなものがありましたか。【複数回答可】】

【パワー・ハラスメント】



（注）本調査は匿名調査です。

問12. ハラスメント防止のために望むことはなんですか。



ハラスメントアンケートを大規模に実施

市議からのパワハラ被害の上位4番目に
「機関紙の勧誘/購読の強要」があげられる

千葉県の柏市で、令和5年6月2日「柏市議会ハラスメント防止条例」が成立しました。議員が他議員のハラスメント行為を見聞きした際に議長への報告が責務となります。条例案は全会派でつくる検討会がまとめ、議員提案として出されました。

この条例制定に先立ち、令和5年4月に全職員に「柏市議会議員からハラスメントを受けたことがあるかどうか」というアンケートを実施しました。その結果、7名の職員から「機関紙の勧誘/購読の強要」の訴えがありました。

条例制定にあたり、古川隆史座長は「ハラスメントは人権侵害。決して許されるものではない」「今起きているハラスメント、未来に起こるハラスメントに対応する必要がある」と報道陣に説明しています。

また、令和6年4月15日付で、柏市・太田和美市長は「機関紙勧誘」について、以下の見解を文書で本会に寄せてくださいました。

政党機関紙の庁舎内勧誘行為における実態調査を求めめる要望書について（回答）

庁舎内において物品販売や勧誘等の行為をすすめる場合は、柏市庁舎管理規則第9条により、あらかじめ施設管理者の許可を得る必要があります。政党機関紙の勧誘行為についても同様に許可が必要となります。しかし、許可を得ずとも勧誘行為を認めてきた経緯があり、それが習慣化しているのが現状です。

(中略) この結果を受けて、政党機関紙の勧誘等に対し、市議会とも連携し、対応を検討してまいります。

柏市長 太田和美

調査結果の概要

【目的】ハラスメント防止条例制定のための検討にあたり、ハラスメント状況の実態把握するための実施したものです。

【実施時期】令和5年4月17日～令和5年4月21日

【対象者】LINKIDを保有する議員並びに議員

【方法】匿名による庁内アンケート並びにLINKID NETWORKSアンケート

【回答者数】職員：1,827人 議員：24人

職員	議員
ある 157	ある 6
ある 316	ある 18

問1 あなたは柏市議会議員からハラスメントを受けたことがありますか。

問2 あなたは柏市議会議員または柏市議員が、柏市議会議員からハラスメントを受けているのを見たことがありますか。

問3/問4 とのようなハラスメント行為がありましたか。

【セクハラ】 さまざまなことをメディアで報道、必要以上に長時間の電算、息は切れない対応に同席(精神的な攻撃)	169	【セクハラ】 きさいなとスズを大声で電算、必要以上に長時間の電算、息は切れない対応に同席(精神的な攻撃)	14
【セクハラ】 既婚又は既婚しているから聞かせる、早く結婚しろと言われる等により苦痛を感じる等(発言)	154	【セクハラ】 身体を触られる(身体の接触)	5
【セクハラ】 プライベートの話を職場等でメディアから聞かせることにより、苦痛を感じる(発言)	106	【セクハラ】 性的な言葉を言われる、質問で性的なことをしている(発言)	4
【セクハラ】 プライベートの話を新聞に聞かせることにより、苦痛を感じる(発言)	100	【セクハラ】 物置に二人きりの食事等につかわたり、交際を止められたり等により、苦痛を感じる等(発言)	3
【セクハラ】 性的な言葉を言われる、乱暴で性的なことをしている(発言)	73	【セクハラ】 物置に二人きりの食事等につかわたり、交際を止められたり等により、苦痛を感じる等(発言)	3
【セクハラ】 性的な言葉を言われる、乱暴で性的なことをしている(発言)	16	【セクハラ】 物置に二人きりの食事等につかわたり、交際を止められたり等により、苦痛を感じる等(発言)	3
【セクハラ】 性的な言葉を言われる、乱暴で性的なことをしている(発言)	17	【セクハラ】 飲み会で胸に触られたり、デズエートを触られたりする等により、苦痛を感じる等(発言)	2
【セクハラ】 性的な言葉を言われる、乱暴で性的なことをしている(発言)	7	【セクハラ】 服用ばかり押しつけられる等(過少な発言)	2
【セクハラ】 性的な言葉を言われる、乱暴で性的なことをしている(発言)	7	【セクハラ】 人権を否定する発言/個人を攻撃する発言	2
【セクハラ】 性的な言葉を言われる、乱暴で性的なことをしている(発言)	7	【セクハラ】 既婚又は既婚しているから聞かせる、早く結婚しろと言われる等により苦痛を感じる等(発言)	1
【セクハラ】 性的な言葉を言われる、乱暴で性的なことをしている(発言)	7	【セクハラ】 個人所有のスマホを勝手にのぞかれる、不正料は私の中を勝手に物色される等(個人の携帯)	1
【セクハラ】 性的な言葉を言われる、乱暴で性的なことをしている(発言)	6	【セクハラ】 挨拶しても無視される等(人間関係からの切り離し)	1
【セクハラ】 性的な言葉を言われる、乱暴で性的なことをしている(発言)	6	【セクハラ】 挨拶しても無視される等(人間関係からの切り離し)	1
【セクハラ】 性的な言葉を言われる、乱暴で性的なことをしている(発言)	5	【セクハラ】 セクハラ以外のプライベートの話を聞かされる(発言)	1
【セクハラ】 性的な言葉を言われる、乱暴で性的なことをしている(発言)	5	【セクハラ】 事実無根の発言をされる	1
【セクハラ】 性的な言葉を言われる、乱暴で性的なことをしている(発言)	4	【セクハラ】 威圧的・恠げな発言/罵り言葉	1
【セクハラ】 性的な言葉を言われる、乱暴で性的なことをしている(発言)	3		

赤線は陳情者によるもの



ハラスメントに関するアンケート結果について

長生村がアンケート 令和5年6月

ハラスメントアンケート調査結果

実施期間 対象者	令和5年6月28日～令和5年7月7日 141名の内103名の回答	役場職員用
問1	議員からハラスメントを受けたことがありますか？ ある 26 / 103	
問2	議員からハラスメントを受けているのを見たことがありますか？ ある 19 / 103	
問3 / 問4	どのようなハラスメント行為がありましたか(複数回答あり) パワハラ	141 計
	威圧的・高圧的な発言	28
	理不尽な要求	20
	大声での叱責、意に沿わない対応に恫喝	18
	権限誌の勧誘、購読の強要	9
	横暴な態度	9
	勤務時間外での対応(電話含む)	8
	急な業務の変更及び延期	6
	食事、酒席への強要	5
	挨拶しても無視される	4
	長時間拘束される	4
	優越的な関係を背景とした要求	4
	業務上必要かつ相当な範囲を超えた要求	4
	容姿に関すること	4
	理不尽な罵倒	3
	人格の否定する発言や個人を攻撃する物を投げつけられる、殴られる、胸ぐらをつかまれる等	2
	プライベートの話を聞かされる	2
	同調するよう圧力をかける	2
	労働者の就業環境を害した	2
	配慮に欠ける発言	1
	課長職以外の職員とは話をしようとしな	1
	自分の過ちを訂正しない	1

職員2割が「村議からハラスメントを受けた」

威圧的な発言、理不尽な要求、機関紙の勧誘・購読の強要も

●小倉利一議員（村議会議長、無所属）「こんなにあっただのかと思った」（千葉日報9月20日付より）

●関克也議員（議会改革特別委員長、共産党）「思ったよりも多かった。意識改革をしてハラスメントが起きない環境を」（朝日新聞9月25日付より）

問6	誰かに相談しましたか(複数回答あり) 相談できなかった	計	44 19 7 6 4 3 3 1 1
	上司		
	同僚		
	家族		
	議員		
	課内等で共有した		
	友人		
	弁護士		
問7	ハラスメントがあった際、どのような対応をされましたか(複数回答あり)	計	47 18 9 5 3 3 2 2 2 1 1 1
	何もなかった(我慢した、言えなかった)		
	相手にはつきり伝えた		
	上司がフォローしてくれた		
	受け流した		
	上司に相談した		
	謝った		
	相談した		
	相手にわからせようとした		
	上司に相談したがフォローしてくれなかった		
	当事者ではないため		
	録音機の使用		
問8	ハラスメントがあった際、何もなかったのはなぜですか(複数回答あり)	計	31 6 5 5 3 2 2 2 1 1 1
	相談しても解決しなかったから		
	業務に支障がでると思ったから		
	仕返しをされると思ったから		
	職場での立場が悪くなりそうだから		
	上司が我慢していたから		
	我慢した方がいいと思ったから		
	助けてくれる職員がいなかったから		
	改善の余地がないと思ったから		
	庁管内に広まると思ったから		
	上司の判断		
	上司に相談したが取り合ってもらえなかった		
	口止めされていたから		

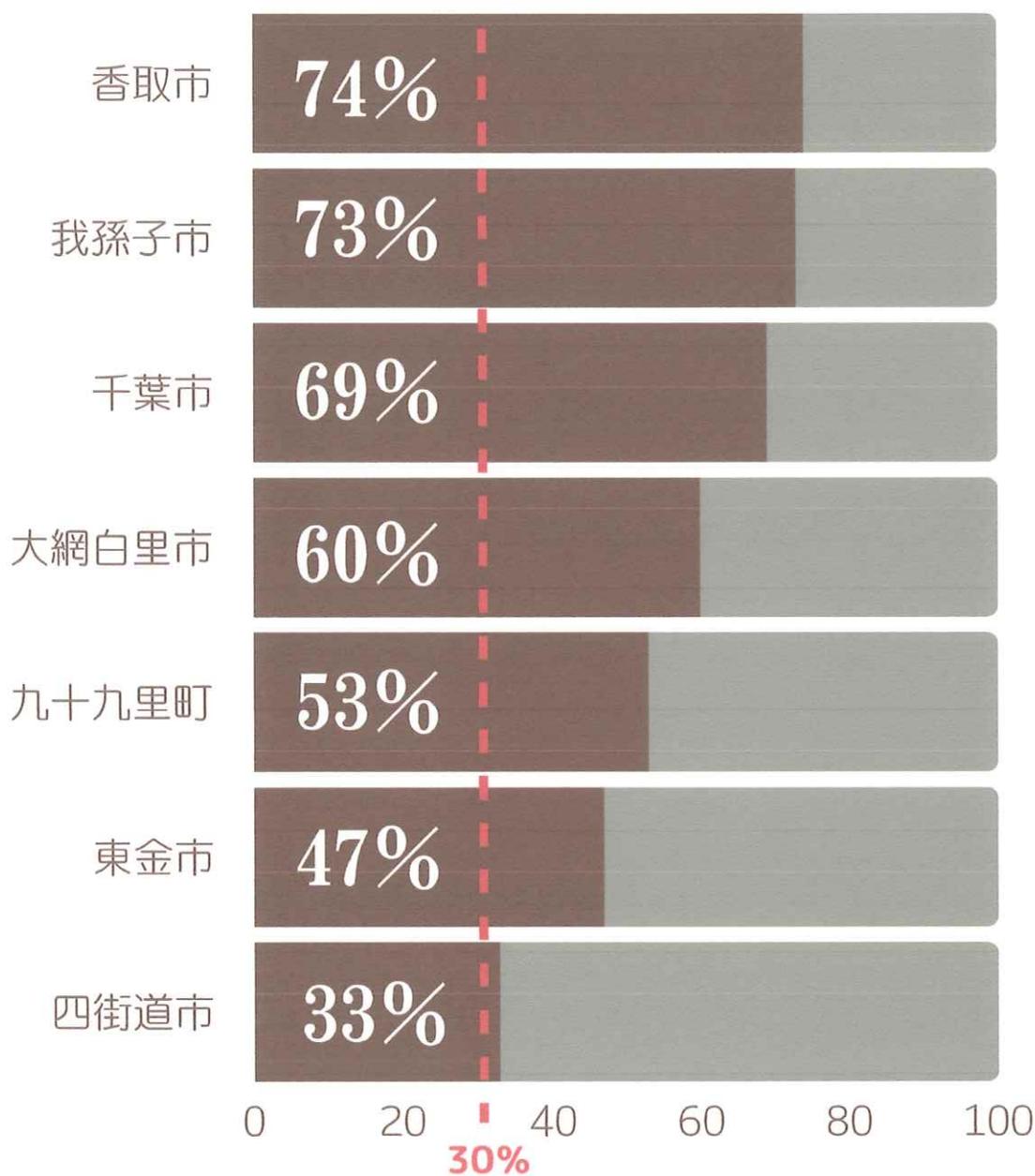
千葉県長生村議会はパワハラ問題をきっかけに、10月1日に職員と議員を対象にハラスメントに関するアンケートを実施。村議からハラスメントを受けたことがあると答えた職員が20人にのぼった(見た)は10人。

具体的なハラスメント行為の訴えで4番目に多かったのが議員による職員への「機関紙の勧誘、購読の強要」(9人)である。

また、ハラスメントがあっても「相談しなかった」「我慢した」。その理由として「相談しても解決しない」「仕返しをされると思った」「職場での立場が悪くなりそう」と答えている。職員が行政に相談することは困難で、「相談がない」ことが、ハラスメントが「ない」ことを意味していきなり事実を極めて重要。

政党機関紙勧誘に関する職員アンケート調査

政党機関紙勧誘を受けた職員のうち「心理的圧力を感じた」割合



庁舎内ハラスメントへの関心の高まり等から、千葉県内だけで7つの自治体が「政党機関紙勧誘に関する職員アンケート」を実施した。その結果、すべての自治体で、3割以上の職員が「議員からの心理的圧力」を感じていた。心理的圧力を具体的に言うと、「議員から勧誘され、断りづらい」「購読を断ると、今後の業務に支障が出るかもしれないと感じた」等。行政は住民陳情・請願の採択・要望書等を受けて実施するケースが多い。

総 第 2 3 4 号
令和6年12月4日

四街道市議会
議長 関根 登志夫 様

四街道市長 鈴木 陽介



政党機関紙の購読勧誘等に係る配慮について

このことについて、過日、課長級以上の職員を対象にアンケート調査を実施したところ、8割を超える回答があり、そのうち約4割が購読勧誘を受けていたことが分かりました。また、アンケートでは、心理的な圧力を感じた、勤務時間中に勧誘等の行為があったとの回答もありました。

政党が機関紙の購読勧誘等を行うことや、職員自らが個人の思想及び良心の自由に基つき機関紙を購読することは自由である一方、庁舎内においては、職員の政治的中立性を保障し、市民から公務に対する疑念を抱かれることのないよう留意する必要があります。

さらに、市庁舎管理規則では、庁舎で物品の販売又はこれに類する行為を行う場合、あらかじめ庁舎利用許可申請を提出し、管理者の許可を受ける必要について定めており、機関紙の勧誘行為等はこれに類する行為であると考えられるところです。

市議会におかれましては、庁舎管理上の観点から上記規則を遵守していただくとともに、政党機関紙の購読勧誘に関するアンケート調査の結果を踏まえ、適切な対応についてご配慮いただきますようお願い申し上げます。

令和7年1月21日

銚子市長 越川 信



「政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める要望書」について（回答）

令和6年11月1日付け受領しました標記要望書について、要望事項の①と③について次のとおり回答いたします。

<要望事項>

「庁舎内の政党機関紙の勧誘行為は、庁舎管理規則では、(1)禁止行為としているのか、(2)許可申請が必要な事項としているのか、(3)政党機関紙の勧誘は庁舎管理規則の対象外としているのか、明確な見解をお聞かせください。」

（回答）

銚子市庁舎管理規則では、庁舎内における「勧誘」行為を原則禁止しており、例外として、「庁舎の管理上支障がないと認められるもので、特に庁舎管理者が許可した場合はこの限りでない。」と定めています。

また、庁舎内での「勧誘」行為に関して、市長の許可を受けようとする者は、庁舎使用許可申請書を提出しなければならないことを定めており、これに対して許可する場合には、庁舎使用許可書を交付し、必要があれば条件を付すことや、使用者が守るべき事項を指示することができるとしています。

ただし、政党機関紙の勧誘については、仮に庁舎使用許可申請が提出されたとしても、許可はできないものと捉えています。

<要望事項>

「職員が庁舎内で政党機関紙を勧誘されたり、購読する事で、心理的な圧力を感じたという実態が本当でないかどうかを、職員に寄り添って調査・確認してください。仮に心理的圧力を受けた職員がおられた場合には、適切に対応してください。」

（回答）

令和6年12月議会定例会において、「政党機関紙の庁舎内勧誘が庁舎管理規則の禁止行為であることの確認を求める陳情」が採択されたことを踏まえ、市議会において実施に向け検討中です。

担当：銚子市財政課管財室

電話 0479-24-8900

銚子市秘書広報課秘書広報室

電話 0479-24-8343

陳情第4号

流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の改正に関する陳情書

(陳情要旨)

野田市においては令和3年に常勤の特別職の地域手当を廃止しました。流山市においても特別職の地域手当を廃止するよう条例改正を行ってください。

(陳情項目)

- 1 流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例第2条の地域手当を削除する。

特別職の職員に支給する給与は、給料、地域手当および期末手当とする

→特別職の職員に支給する給与は、給料、及び期末手当とする

令和7年2月7日

陳情者



流山市議会議長 坂巻 儀一

陳情第5号
議会選出監査委員廃止についての陳情書

(陳情要旨)

平成29年度地方自治法の改正により監査の専門性を高める為、監査制度が見直され議員の中からの監査委員の選任については、各自治体が判断することになりました。

このことについて流山市議会でも検討する事を要望します。

(陳情項目)

- 1 議会の監査はより専門性のある人材にゆだね、議会は議会としての監査機能に特化するため議会提出の監査委員を選任しないことを議会運営委員会等で議論してください。
- 2 議会の監査はより専門性のある人材にゆだね、議会は議会としての監査機能に特化するため議会提出の監査委員を選任しないことを条例で制定して下さい。

令和7年2月7日

陳情者



流山市議会議長 坂巻 儀一

陳情第6号

「請願書・陳情書の手引き」の一部改正に関する陳情書

(陳情要旨)

流山市の「請願書・陳情書の手引き」によりますと、委員会への資料配付を陳情者（請願者）による提出となっておりますが、わざわざ提出する為に市議会へ行くのも時間がかかり、メールなどの送付が便利です。印刷はわずか9部であり経費もかかりません。また障害者などへの合理的配慮を考えますと、1部提出後、事務局で印刷するのが適切と考えます。

(陳情項目)

- 1 「請願書・陳情書の手引き」の審査資料を委員に配付したい場合は、9部を議会事務局へ提出を、1部に変更してください。

令和7年2月7日

陳情者



流山市議会議長 坂巻 儀一

陳情第7号

流山市内の18歳までの医療費窓口負担撤廃を求める陳情書

(陳情趣旨)

子育ての大きな不安の一つに、子どもの病気があります。抵抗力が弱い子どもは病気にかかりやすく、また集団生活における感染、兄弟間での感染も頻発します。病気の早期発見・早期治療を支え、すべての子どもの健やかな成長を保障するために医療費の心配をなくすことは重要です。

令和5年流山市議会第4回定例会において、「子どもの医療費助成制度に対する国への意見書の提出等を求める陳情書」第1項を採択し、流山市議会として「子どもの医療費助成制度に対する財政負担を求める意見書」を国会及び内閣に提出していただいたことに心から敬意を表します。

流山市では、行政・市議会・市民による共同した取り組みの下、子ども医療費助成制度の対象年齢を順次拡大し、現在は高校卒業までとなっています。一方、各自治体で取り組み内容を比較すると、窓口での一部負担の有無など自治体間で格差が生じています。

一部負担はたとえ少額であっても、受診する度に費用負担が生じ、子どもが多い家庭ほど家計の負担感は否めません。どこで生まれ、どこに住んでいても、すべての子どもたちにお金の心配なく必要な医療が保障されることを願い、下記事項の実現を求めます。

(陳情項目)

- 1 流山市内の子ども医療費窓口一部負担金を撤廃してください。

2025年2月7日

陳情者



流山市議会議長 坂巻 儀一

陳情第8号

「流山市自治基本条例（第7条、第8条）」に基づき、流山市議会だよりをより市民の身近な存在とする為、一層の周知と、配付方法の拡充を求める陳情書

（陳情要旨）

流山市では従来より、複数の部署より広報紙が発行されています。広報ながれやまの他、流山市議会だよりが、定例会後に定期発行されています。市発行の広報紙は、主として広告代理店を通じ新聞朝刊への手配を行い、市民に向け情報を発信していました。他の配付方法として、公共施設及び鉄道駅改札近くにラックを用意し配架していました。近年では、朝刊購読世帯の急激な減少を認識し、市内商業施設での配架を実施しています。

また、市役所市民課窓口では、転入届を提出した市民にA4サイズの案内「広報ながれやまを気軽に読もう」を渡しています。

（別紙参照）

流山市が発行する、複数の広報紙、また選挙時の選挙公報も、商業施設での配架を対応する一方で、何故か市議会だよりだけは、現在まで、対応していませんでした。

（陳情理由）

流山市議会におかれては、日頃より、市民の代表、代弁者の立場から、執行部とより良い市政を目指し議論を重ね意思決定を行ってきた事に敬意を申し上げます。以下陳情理由となります。

流山市自治基本条例の中で、第7条では知る権利が、第8条では情報共有が明記されています。各条文を挙げます。

第7条 市民等は、市及び議会が保有する情報を知る権利を有しています。

第8条 市及び議会が保有する情報は、市民等との共有物であって、市及び議会は、これを適正に管理し、公正かつ公平に提供するものとします。

流山市自治基本条例の条文には、流山市議会だよりについての記述は有りませんが、「知る権利」と「情報の共有」を前提とすれば、市議会にとっては重要な役割を持つと言えます。流山市議

会が、市民に対して「知る権利」と「情報の共有」に応えるべきであり、その為にも、流山市議会だよりの一層の周知と配付方法の拡充を求める次第です。

(陳情事項)

- 1 定例会後に定期発行されている流山市議会だよりについて、他の広報紙同様、市内商業施設に配架すること。
- 2 広報ながれやまに倣い、流山市議会だよりの案内を作成し、市民課窓口等で転入者に渡し、流山市議会だよりの一層の周知を図ること。

2025年2月7日

陳情者



流山市議会議長 坂巻 儀一

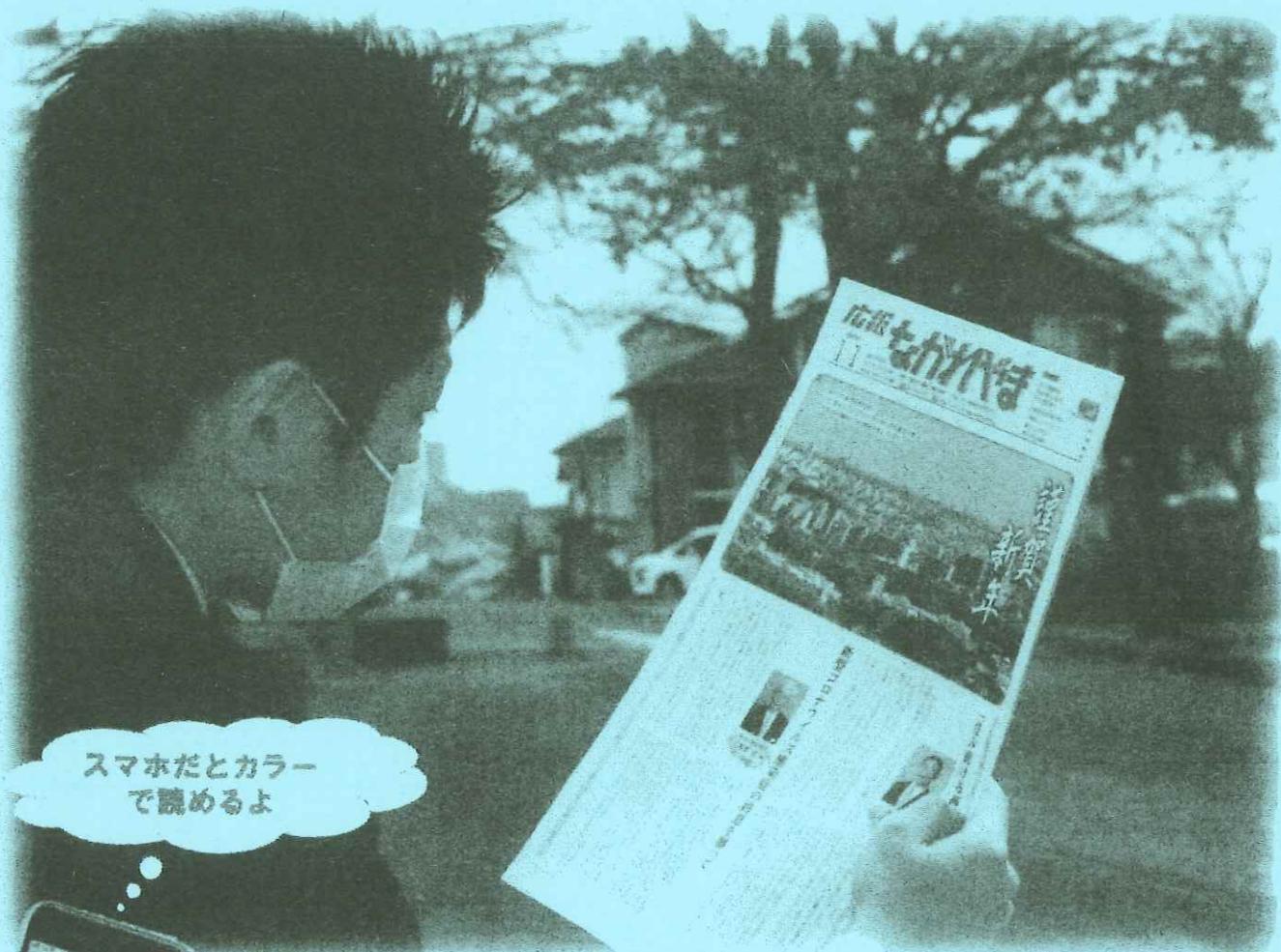
転入者の方へ

月3回、流山市からみなさんへ

広報ながれやまは、毎月1日、11日、21日の3回発行で、読者のみなさんに新鮮な情報をお届けしています。

ぜひ、お昼休みや夕食後など気軽にお読みください。

広報ながれやまは[®] を気軽に読もう



スマホだとカラーで読めるよ



スマホで読む

紙で読む

二次元コードより、スマホアプリ「マチイロ」または市ホームページ（PDF形式）にアクセス。

無料でご自宅にお届けします（市内在住の方に限る）。※お申し込み時は、氏名、電話、住所、無料配布希望の旨をご連絡ください。

無料配布のお申し込み・お問い合わせ

流山市秘書広報課 ☎ 04-7150-6063

FAX : 04-7150-0111 / MAIL : hishokouhou@city.nagareyama.chiba.jp



マチイロ



市ホームページ

令和7年流山市議会第1回定例会提出請願・陳情文書表

令和7年 月 日

受理番号	受理年月日	件名	要旨	請願・陳情者 住所・氏名	紹介議員	付託委員会
陳情第1号	1月14日 (郵送)	市民と共に「いじめ」「自殺」「児童虐待」「犯罪」等を減らす取り組みについての陳情書	1 市が、地域の「治安の状態」を数値化し、 図表を作り、市のホームページや機関誌等 で公表し、市民と共有してください。 2 その数値の目標と実施計画を立て、公表 し、市民と協力して実施してください。			参考配付
陳情第2号	1月14日 (郵送)	議会の審議において、どの議員 が、どの議案に「賛成」「反対」 「棄権」したかが分かるような図 をつくり、自治体のホームページ で公開することに関する陳情書	議会の審議において、どの議員が、どの議 案に「賛成」「反対」「棄権」したかが分かる ような図をつくり、自治体のホームページで 公開してください。			参考配付
陳情第3号	2月4日	政党機関紙の庁舎内勧誘行為に おける庁舎管理規則の徹底を求 める陳情書	1 庁舎内において政党機関紙の勧誘行為 を行う場合は、庁舎管理規則により、あら かじめ施設管理者の許可を得る必要があ ることを確認いただき、許可を得ずに勧誘 行為が見過ごされてきた実態があれば今 年から改めてください。 2 「政党機関紙の勧誘行為」について、仮 に議員からの許可証の申請があり、行政が 同勧誘行為の許可不許可の判断をする際 は、「政党機関紙の勧誘行為に伴う職員の 声（心理的圧力の有無）」をアンケート等 を通して収集し、判断材料としてくださ い。			
陳情第4号	2月7日	流山市特別職の職員の給与及び 旅費に関する条例の改正に関す る陳情書	流山市特別職の職員の地域手当を廃止す るよう条例改正を行ってください。			
陳情第5号	2月7日	議会選出監査委員廃止について の陳情書	1 議会提出の監査委員を選任しないこと を議会運営委員会等で議論してください。 2 議会提出の監査委員を選任しないこと を条例で制定してください。			
陳情第6号	2月7日	「請願書・陳情書の手引き」の一 部改正に関する陳情書	「請願書・陳情書の手引き」の審査資料を委 員に配付したい場合は、9部を議会事務局へ 提出を、1部に変更してください。			
陳情第7号	2月7日	流山市内の18歳までの医療費 窓口負担撤廃を求める陳情書	流山市内の子ども医療費窓口一部負担金 を撤廃してください。			
陳情第8号	2月7日	「流山市自治基本条例（第7条、 第8条）」に基づき、流山市議会 だよりをより市民の身近な存在 とする為、一層の周知と、配付方 法の拡充を求める陳情書	1 定例会後に定期発行されている流山市 議会だよりについて、他の広報紙同様、市 内商業施設に配架してください。 2 広報ながれやまに倣い、流山市議会だよ りの案内を作成し、市民課窓口等で転入者 に渡し、流山市議会だよりの一層の周知を 図ってください。			

消防力の整備強化と防災対策の充実を求める意見書

能登半島地震から1年と数カ月が過ぎた。昨年夏の豪雨災害と複合的災害に見舞われた地域では、地元自治体だけでの復旧・復興はできず、国の継続的支援が必要不可欠である。また今後発生しかねない国内での新たな自然災害への備えとしても、能登半島地震への対応を大いに教訓化することが求められている。

しかしながら、千葉県消防施設整備計画実態調査（2022年度）では、充足率は、消防はしご車90.6%、化学消防車91.8%、救助工作車83.6%となっており、現有台数に対する消防職員も84.8%に留まっている。また防災対策では、県指定避難所数2,311箇所・想定収容人数125万4,461人（発災時）に対し、飲料水、食料、毛布の「備蓄ゼロ」の避難所は、600から700箇所もあり、備蓄量でいっても食料等一人一日2食分、毛布等で50%、飲料水は一人500ミリリットル2本分しかない。また県内指定避難所2,311箇所のうち、女性用下着を備蓄している避難所は7箇所、生理用品の備蓄避難所は871箇所、更衣室が確保されている避難所でも4割程度と大きな課題を残している。

そこで、以下の事を要望する。

記

- 1 国の整備指針を踏まえ、消防ポンプ車、はしご車等の整備や消防職員の増員について引き続き推進すること。
- 2 戸建住宅やマンションの耐震化に向けた施策をさらに推進すること。
- 3 県立高校における備蓄品の充足を図ること。また、医療機関、福祉施設、学校など教育施設には発電機や燃料、飲料水等を市町村任せにせず、速やかに配置できるよう連携を強化すること。

- 4 備蓄計画については1日3食を前提とし、離乳食・介護食など多様な食品を備蓄すること。また防災用トイレの備蓄目標を引き上げ、県としてトイレトレーラーを確保すること。
- 5 すべての避難所に男女別更衣室や授乳室を確保するとともに、生理用品や女性用下着の備蓄等、女性の視点からの防災対策の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2025年 月 日

千葉県知事 様

千葉県流山市議会

障害者福祉のさらなる増進を求める意見書

「第8次千葉県障害者計画」では、身体・知的・精神の障害者手帳保持者は、2017年度26万4,125人から2022年度28万9,912人へと増加した。なかでも精神障害者は約1.5倍、2万人を超えた。

千葉県は、重度心身障害者（児）医療費助成制度を創設し、2020年8月には精神障害者にも拡大してきた。しかし精神障害1級に限定され、全精神障害者の14%しか対象になっていない。

そこで以下の事を要望する。

記

- 1 医療費助成制度について、全ての障害者を対象とする制度創設を国に求めること。また、国の制度ができるまでの間、県として対象者の範囲を拡大すること。
- 2 障害者の在宅生活を支える各スタッフの充足を図り、県独自に処遇改善を図ること。
- 3 入所施設については夜間1人勤務の是正など県独自に体制を強化し、入所者・利用者の命と人権を守る研修を徹底すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2025年 月 日

千葉県知事 様

千葉県流山市議会

児童相談所の体制強化等を求める意見書

いかなる事情があろうとも虐待は絶対に許されない。

しかし千葉県内では、児童虐待で児童相談所に寄せられた相談件数がこの10年間で、4千件台から9千件台へと2倍に増えている。2023年度の虐待における加害者は実母53%、実父39%であり、被害児童は3歳未満19%、3歳から就学前25%、小学生33%、中学生15%となった。

千葉県は、児童相談所の新設に加え、児童福祉司などの体制強化にあたってきた。また築50年以上が経過した児童自立支援施設・生実学校（千葉市中央区）も建て替え・長寿命化計画に着手している。

しかしながら、児童相談所職員の時間外労働は月45時間超で約400人、年間360時間超は約100人（2023年度）にもなっている。また2023年度、県児童相談所6カ所中5カ所で定員をオーバーしている。

そこで、以下の事を要望する。

記

- 1 千葉県立児童相談所のさらなる増設や計画的な老朽化対策を早期に行い、一時保護所や児童養護施設等の過密化解消を図ること。
 - 2 児童福祉司と児童心理司の更なる増員はもとより、専門職員が専門性を十分に発揮できるよう一般事務職員を確保すること。
 - 3 児童相談所間や自治体、関連機関との連携を強化し、要保護児童やその家庭への支援が途切れることのないようにすること。特に、自傷行為や不良行為等を繰り返し、家庭復帰が困難な中卒児童に対する受け入れ施設の早期設置と公的サポート体制のさらなる強化を図ること。
 - 4 里親支援や児童養護施設等への支援やフォロー体制を千葉県としてもさらに強化するとともに、国へ財政措置の強化を求めること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2025年 月 日

千葉県知事 様

千葉県流山市議会

高額療養費制度の負担上限額引き上げの撤回を求める意見書

現在、当事者の声を聴かないまま、高額療養費制度における負担上限額引き上げの検討が行われていることに、強く憂慮している。

仮に負担額を引き上げられれば、がんをはじめとする命に関わる疾患を患った患者とその家族にとっては、治療の中断もしくは断念も余儀なくされかねない。命に係る重大問題である。

よって高額療養費制度の負担上限額引き上げ案は撤回することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2025年 月 日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
財務大臣	様
厚生労働大臣	様

千葉県流山市議会

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止を求める意見書

複数税率に対応した仕入税額控除の方式として令和5年10月から開始された適格請求書等保存方式（インボイス制度）において、消費税の課税事業者が制度開始以前のように仕入税額控除を受けるには、取引先から適格請求書（インボイス）等を発行してもらう必要があり、発行してもらえない場合は税負担増となる。そのため、年間売上額1,000万円以下の消費税免税事業者は、取引先からインボイスの発行を求められることとなるが、インボイスの発行のために課税事業者になると消費税の申告・納付が義務づけられるため、税と事務の負担を負うこととなる。また、インボイスを発行できない免税事業者は、取引事業者からの消費税相当の値下げ要求や取引排除を覚悟しなければいけない懸念が強く指摘されてきた。

施行から1年が経過したが、小規模事業者などからは、税負担増や減収による経営状況悪化や、インボイスに係る経理事務の負担を訴える声が噴出している。結果として、消費税納付のための借入れや廃業といった声も上がっており、インボイス制度が事業活動や国民生活へもたらす深刻な影響は決して看過できるものではない。令和5年9月には、当事者らの声として、フリーランスや小規模事業者などで構成する民間団体が中心となって集めたインボイス制度の反対署名約54万筆が当時の岸田文雄首相に手渡されている。

消費税免税事業者は、個人事業主やフリーランス、個人タクシー運転手、小規模農家など多岐に渡るが、これらの人々が廃業・引退すると、仕入れ元の課税事業者や消費者にも影響が及び、多くの国民の不利益につながる。インボイス導入後の小規模事業者等の苦境や昨今の経営を取り巻く環境、反対の訴えに鑑みれば、国の支援措置の拡充だけではもはや不十分であり、小規模事業者等の経営の持続化や経済の活性化の重要性を考えると、インボイス制度そのものを廃止することが最良の策であると言わざるを得ない。

よって、国におかれては、中小企業・小規模事業者の事業存続や日本経済振興、ひいては国民の生活を守るため、インボイス制度を廃止することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年 月 日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
財務大臣	様
経済産業大臣	様

千葉県流山市議会

選択的夫婦別姓制度を導入せず、旧姓の通称使用の法制化を求める意見書

さきの衆議院議員総選挙において争点の一つであった選択的夫婦別姓制度が、今国会において改めて議論され、制度の導入に関心が高まっているが、以下の2点により当該制度は導入すべきではないと考える。

1点目は、国民の多数が現行の夫婦同姓制度の維持を望んでいるからである。内閣府が令和4年3月に公表した調査によれば、選択的夫婦別姓の導入に賛成した人が28.9%である一方、夫婦同姓制度の維持に賛成、つまり選択的夫婦別姓に反対した人が27.0%、夫婦同姓制度を維持しつつ旧姓の通称使用の法制化に賛成した人が42.2%で合計69.2%となっている。そのため、まずは旧姓の通称使用の法制化を優先して実現することで、夫婦同姓によって不利益・不便を抱える国民を救済すべきと考える。

2点目は、夫婦のアイデンティティーを重視する一方、子どものアイデンティティーや家族の一体感への配慮がなされていないからである。小中学生へのアンケート調査では、「自分の名字を大切にしたいので別々の名字にしたい」が13.6%、「家族で同じ名字がよいので別々にはしたくない」が59.9%と大きく上回っている。どちらかの親や兄弟と名字が違うことになる可能性があり、子ども達の選択的夫婦別姓制度への不安感が、アンケート結果に如実に反映されていると言える。

よって、国におかれては、選択的夫婦別姓制度を導入することなく、課題の解決に向けて下記の措置を講じられるよう要望する。

記

- 1 旧姓の通称使用を拡充する法制度を優先的に創設すること。
 - 2 選択的夫婦別姓制度に係る国民の見解・認識を正確に把握することの重要性に鑑み、慎重に国民の真意を把握すること。
 - 3 選択的夫婦別姓制度が子どもに与える影響への研究・分析が不十分なことから、専門家等による調査のための委員会を設置すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年 月 日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
法務大臣	様

千葉県流山市議会

改正例

別紙8

写真・映画等の撮影及び録音等の許可申請書（本会議）

令和 年 月 日

流山市議会議長 坂巻 儀一 様

申請者 住 所
フリガナ
氏 名
電 話

写真・映画等の撮影及び録音等の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 期 日 令和 年 月 日

午前 午後 午前 午後
時 分～ 時 分

2 内 容 () 写真（フラッシュの使用は御遠慮願います。）
() 映画
() 録音
() その他()

3 目 的

.....
.....
.....
.....

※SNS等で発信する際は、正確な情報発信としてください。

相手方	所管事項	無所属の議員を含めるべきか	その他
A	・議会報告会の見直しを行うなど、精力的に活動しており、議会広報広聴特別委員会のことは同委員会で決めたい。	・無所属を含めた方が意思疎通や周知がしやすい。	・(1期議員が多く、経験不足との指摘に対し)1期議員でも十分に活動ができる。
B	・所管事項の見直しや特別委員会自体をなくさないといけない理由がわからない。 ・議会HPについてはまだまだ議論が必要な事項もあると思われる。	・11人で遠慮なく議論できている。議論が紛糾することもなく、会議をよくまとめられていると思う。	・議会広報広聴特別委員会には新規当選議員を育てる役割があると思う。広報という取り組みやすい内容であり、会議に慣れる場として、適している。
C	・議運で議会広報広聴特別委員会の所管事項を担うのは大変。簡単な業務ではない。 ・議会報告会の見直しも試行錯誤の上、行ってきて、今回、定着しそうなスタイルにたどり着いた。	・会派から1人と会派に所属しない議員から選出されているので多様な意見が出せる。	
D	・議員にとって広報広聴は市民とのつながりであり、大切である。 ・議会だよりの編集のみに所管を縮小させることは時代に逆行する。		
E			・現状維持とすべき。
F			・現状維持とすべき。 ・課題感が分からない。